

# 第3期 綾町こども計画

- ・第3期綾町子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- ・子ども・若者計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月  
宮崎県 綾町

## ごあいさつ

近年、急速な出生率の低下による少子化の進行とともに、こどもを取り巻く社会環境も大きく変化してきました。国では、その変化に迅速に対応するために、平成27年には「子ども・子育て関連3法」を施行するなど、こどもの利益が最大限に保障されるように、今日まで子ども・子育て支援施策を積極的に推進してきました。

しかし、この10年を振り返ると、こどもを取り巻く問題はますます顕在化、複雑化してきています。このような中、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、こどもの意見が最大限に尊重され、こどもたちが心身ともに健やかに成長できる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すためこども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな時代の展開を迎えています。

これまで本町のこども政策では、将来を担うこどもや若者、保護者が安心して子育てができるまちづくりを実現するために、地域における子育て支援や教育・保育環境の整備を目的とした子ども・子育て支援事業計画、そして保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援の4つの貧困対策を柱に掲げ、総合的な支援に取り組むとした子どもの貧困対策整備計画を別々に策定してきましたが、今後はこども大綱に基づき一体的に策定することとなります。

このような中、本町では、令和2年3月に策定した「第2期綾町子ども・子育て支援事業計画」の推進から5年が経過することから、更なるこども・若者施策を盛り込み、令和7年度から11年度までを計画期間とした「綾町こども計画」を策定しました。

本計画では、基本理念に「豊かな自然の中で 子どもたちを健やかに生み育てるまち 綾」を掲げ、町や地域全体で施策を推進するとともに、子育て支援やこども・若者の環境整備の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました綾町子ども・子育て会議委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

綾町長 松本 俊二

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. こども・若者支援の我が国の動向 .....	2
3. こども・若者支援の宮崎県の動向 .....	3
4. 計画の位置づけ .....	4
5. 計画の期間.....	5
6. 計画の策定体制 .....	5
第2章 こども・子育てを取り巻く状況 .....	6
1. 統計からみる本町の現状.....	6
2. 本町のこどもを取り巻く状況.....	10
3. 支援が必要な方の状況 .....	13
4. 母子保健 .....	14
第3章 こどもの生活実態調査等からみる本町の現状 .....	15
1. 調査概要 .....	15
2. 「あなたの生活アンケート」結果概要.....	16
3. こども・若者の意識と生活に関するアンケート結果概要.....	23
4. アンケート結果からの考察 .....	34
5. アンケート調査による現状値.....	36
第4章 第2期計画最終評価 .....	38
1. 計画の推進.....	38
2. 点検・評価.....	38
3. 内部評価の実施について .....	41
第5章 計画の基本的な考え方.....	47
1. 計画の基本理念 .....	47
2. 基本的方向性.....	47
3. 施策体系 .....	49
第6章 第3期計画 事業量推計 .....	50
基本目標1 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実 .....	50
第7章 こども・若者支援に関する事業の展開 .....	61
基本目標2 地域における子育て支援サービスの充実.....	61

基本目標 3	母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進.....	63
基本目標 4	次代の親の育成.....	64
基本目標 5	子育てを支援する生活環境の整備.....	66
基本目標 6	職業生活と家庭生活の両立の推進.....	67
基本目標 7	こども等の安全の確保.....	68
基本目標 8	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進.....	69
基本目標 9	こどもの貧困対策を推進する環境づくり.....	71
第 8 章	計画の推進.....	74
1.	計画の推進体制.....	74
2.	計画の進捗管理.....	75
資料編	.....	77
1.	綾町子ども・子育て会議設置要綱.....	77

### ～「こども」の表記について～

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

同法律内では、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されるため、一定の年齢で区切ることがないように「こども」と表記されています。

本計画でもその理念を踏まえ「こども」の表記を活用していきますが、法令に定められた制度に基づく支援事業の名称などは、引き続き「子ども」の表記を用いています。

(例) 子ども・子育て支援法における「子ども」など

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。

また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚や子どもを生ま育てることに対する意識も変化するなど、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

そして、子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するためあらゆる取組が進められている中、令和5年4月に新たに「こども家庭庁」を発足させるとともにこども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな展開を迎えています。

このような中、令和5年12月には、「こども大綱」を定め、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（＝こどもまんなか社会）の実現を目指しています。

本町においては、令和2年3月に策定した「第2期綾町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）に基づき、こどもの成長、子育てを支援する取組を推進してきました。

しかし、子育て家庭を対象とした調査結果では、子育てに不安や負担を感じている家庭が依然として多い状況もあり、また、出生数も減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、こども・若者の成長と子育てを支援する取組を総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」を実現するため、「綾町こども計画（第3期綾町子ども・子育て支援事業計画、綾町こども・若者計画、綾町子どもの貧困対策計画、綾町次世代育成支援行動計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. こども・若者支援の我が国の動向

年 月		法律・制度など
平成2年	6月	1.57ショック（合計特殊出生率＝当時過去最低の1.57を記録）
平成6年	12月	エンゼルプラン（平成7～11年度） 緊急保育対策等5か年事業（平成7～11年度）
平成11年	12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン（平成12～16年度）
平成13年	7月	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
平成14年	9月	少子化対策プラスワン
平成15年	7月	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法（平成17年施行）
平成16年	6月	少子化社会対策大綱
平成17年	4月	子ども・子育て応援プラン（平成17～21年）
平成18年	6月	新しい少子化対策（政府合意）
平成19年	12月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
平成20年	2月	新待機児童ゼロ作戦
平成22年	1月	子ども・子育てビジョン（閣議決定）
平成22年	4月	子ども・若者育成支援推進法施行
	6月	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事を生活の調和推進のための行動指針」改定
	7月	子ども・若者ビジョン
平成24年	8月	子ども・子育て関連3法
平成25年	6月	少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定） 子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成26年	4月	「次世代育成支援対策推進法」改正
	7月	放課後子ども総合プラン
	8月	世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 子どもの貧困対策に関する大綱
	11月	行動計画策定指針（平成27年4月適用）
平成27年	4月	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年	4月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（仕事・子育て両立支援事業の創設等）
	6月	「児童福祉法」改正
平成29年	12月	子育て安心プラン

平成30年	4月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
	9月	新・放課後子ども総合プラン
平成31年	3月	『児童虐待防止対策の抜本的強化について』（関係閣僚合意）
令和元年	5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
	10月	幼児教育・保育の無償化開始
	11月	「行動計画策定指針」改正（令和2年4月適用） 「子供の貧困対策に関する大綱」改正
令和3年	4月	子供・若者育成推進大綱（令和3年度）
	5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
令和4年	6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 「こども基本法」成立
令和5年	4月	こども家庭庁設立
	12月	「こども大綱」策定
令和6年	5月	「行動計画策定指針」改正（閣議決定）（令和7年4月適用）
	6月	「こども・子育て支援法」改正 令和5年の合計特殊出生率が過去最低の1.20を記録したと発表

### 3. こども・若者支援の宮崎県の動向

県では、こども・若者支援に関するさまざまな取組が行われており、「みやざき少子化要因見える化ツール」を活用するなど、地域ごとの少子化対策を推進しています。

また、2023年には、「宮崎県子どもの生活状況調査報告書」を発表し、こどもの生活状況や支援の現状について分析し、「こども・若者プロジェクト」を通じて、こどもや若者の健全な育成を支援するための教育や福祉、健康管理など多岐にわたる分野において施策を推進し、これらの取組を通じて、こどもや若者が安心して成長できる環境を整えることを目指しています。

さらに、国の近年の施策にも対応すべく、「こども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を毎年更新しており、こどもの関連計画の連携や体系的な運用を図っています。

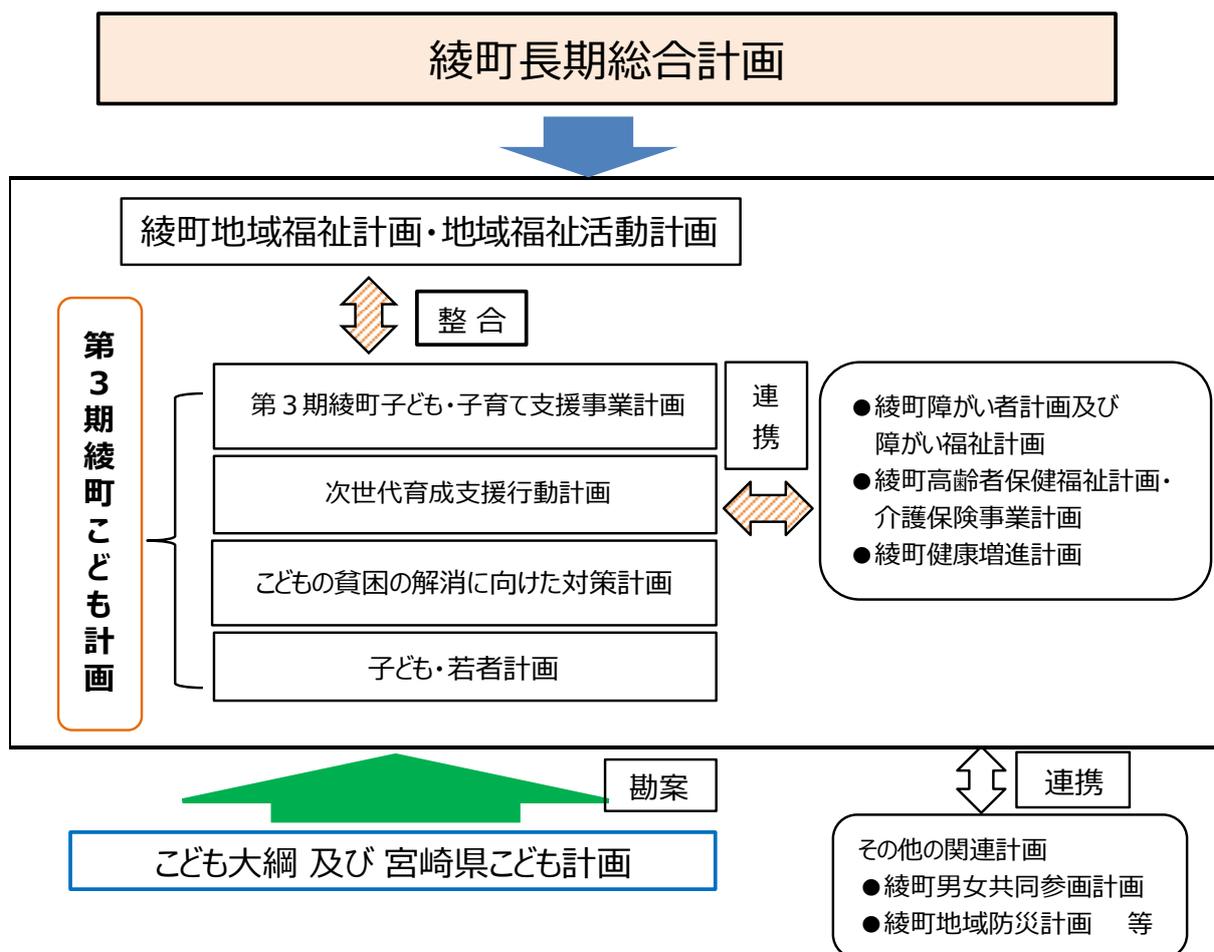
## 4. 計画の位置づけ

### (1) 計画策定に係る法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項「市町村子ども・若者計画」を一体的な計画とし、こども基本法に基づく「綾町こども計画」として策定します。

### (2) 関連計画との整合・連携

本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他子ども・若者の健全な成長を支援する取り組みを総合的に推進するものであり、本町の最上位計画である「第八次綾町総合長期計画」をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。



## 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

ただし、社会、経済情勢の変化や本町のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化に合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期 綾町子ども・子育て支援事業計画 (令和2～令和6年度)									
					第3期 綾町こども計画 (令和7～11年度) ※子ども・子育て支援事業計画内包				

## 6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、行政期間内部だけでなく、議会、小・中学校、特定教育・保育施設、児童館の関係者及び保護者代表等で構成する「綾町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討策定を進めました。

### (1) アンケート調査の実施

令和6年7月～8月にかけて、生活実態や教育・子育て等の支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的にアンケート調査を実施しました。

●アンケート対象者：

- ・小学5年生とその保護者（それぞれ全員）
- ・中学2年生とその保護者（それぞれ全員）
- ・15才～39才の町民（無作為1,000人抽出）

### (2) 第2期計画の最終点検・評価

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において、達成度や推進度、利用状況把握度の視点から評価を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和7年1月20日～1月31日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案のとりまとめを行いました。

## 第2章

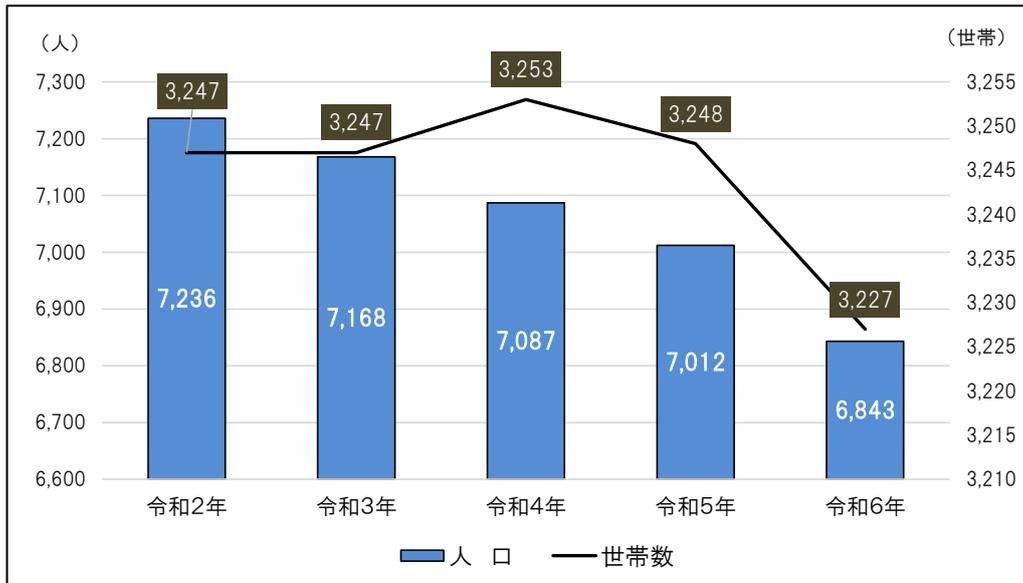
# こども・子育てを取り巻く状況

## 第2章 こども・子育てを取り巻く状況

### 1. 統計からみる本町の現状

#### (1) 総人口と世帯数の推移

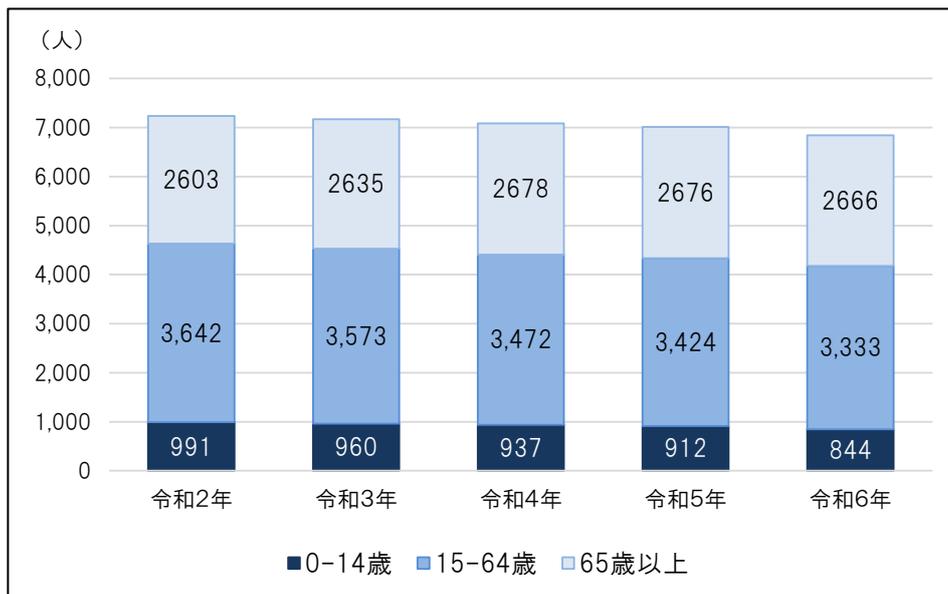
本町の人口は、令和2年7,236人が、令和6年現在では6,843人と393人の減少です。世帯数も減少傾向で推移しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

#### (2) 年齢3区分別人口

本町の人口を年齢3区分別にみると、令和2年以降0-14歳、15-64歳はともに減少傾向にあります。一方65歳以上は令和5年から微減で推移しています。

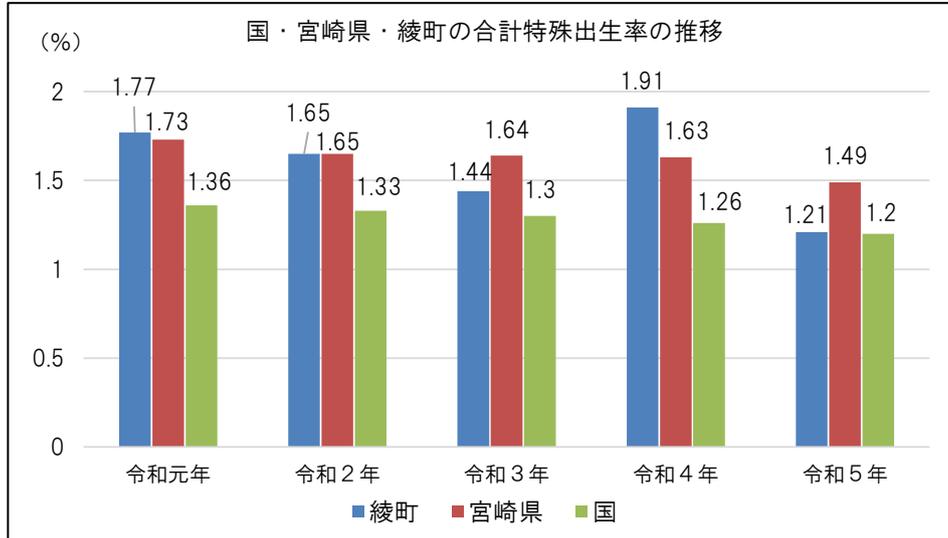


出典：住民基本台帳（各年4月1日）

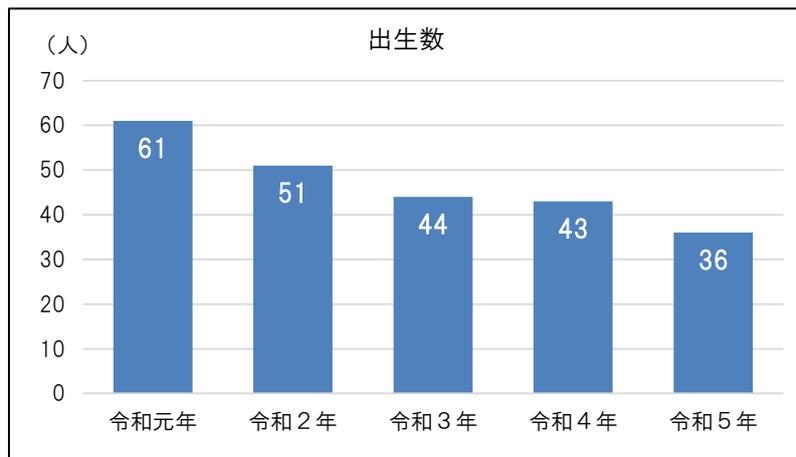
### (3) 合計特殊出生率と出生数の推移

本町の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられるこどもの数）および出生数の推移をみると、概ね県や国の出生率より高いものの、令和2年以降は低下傾向にあります。

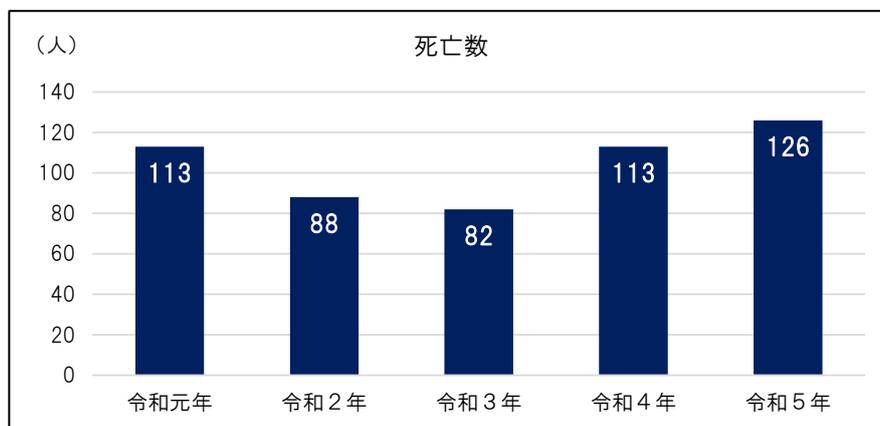
全国的にも、新型コロナウイルスの影響があると推測されます。



出典：住民基本台帳（1月～12月）



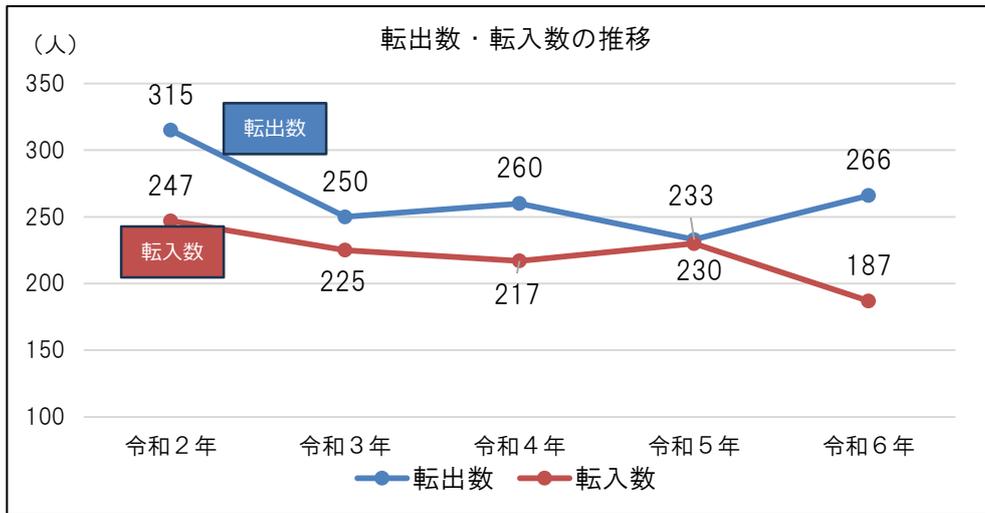
出典：住民基本台帳（各年3月31日）



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

#### (4) 転出・転入数の推移

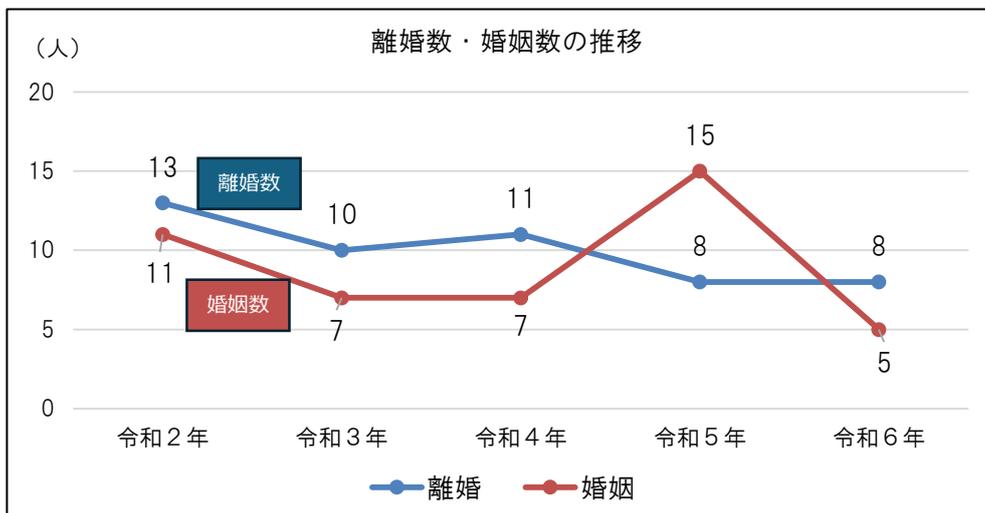
転出・転入者数の推移をみると、毎年転出・転入数ともに減少の傾向で推移しています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

#### (5) 婚姻数・離婚数の推移

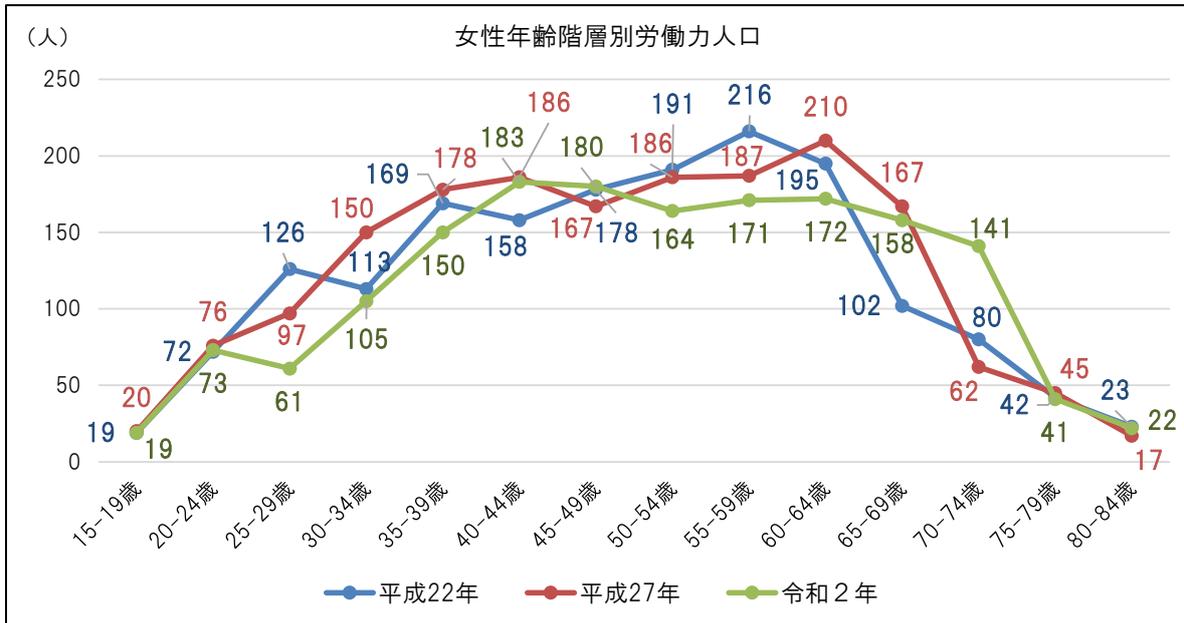
婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数は令和3年に減少し横ばいで推移し、令和5年に増加に転じましたが翌年再び減少になり、離婚数は、年々減少傾向で推移しています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

### (6) 女性の就労状況

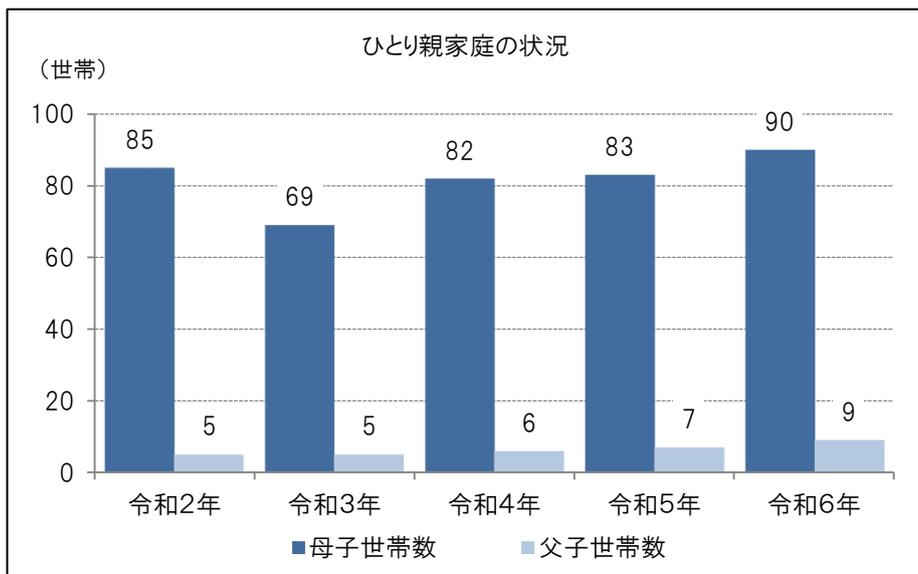
平成27年度と令和2年度の傾向をみると、すべての年齢階層ほぼ同じ傾向で推移しています。



出典：国勢調査

### (7) ひとり親家庭の状況

母子世帯・父子世帯とも令和4年以降横ばい傾向で推移しており、令和6年現在では、合計で99世帯となっています。



出典：福祉保健課

## 2. 本町のこどもを取り巻く状況

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園の入所状況

#### ① 施設数および定員・入所(園)児童数の推移

公立・民間の認可保育所入所(園)児童数及び施設数、認可保育施設数及び認定こども園の就園状況は以下のとおりです。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳児人口(人)		329	314	293	296	263
認可保育所	公立	施設数	2	2	2	2
		定員	144	144	144	144
		入所児童数	105	91	82	76
	民間	施設数	1	1	1	1
		定員	80	80	80	80
		入所児童数	91	97	77	81
認定こども園	民間	施設数	1	1	1	1
		定員	85	85	85	85
		入所児童数	58	66	61	78

出典：教育総務課（各年度5月1日現在）

※入所児童数＝年間延人数÷12 認定こども園数

#### ② 年齢別入所状況の推移

認可保育所の年齢別入所状況は以下のとおりです。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	児童総数	43	47	46	38	31
	入所児童数	4	13	10	14	8
	入所率%	9.3	27.7	21.7	36.8	25.8
1歳児	児童総数	64	45	50	48	35
	入所児童数	50	39	35	40	27
	入所率%	78.1	86.7	70.0	83.3	77.1
2歳児	児童総数	50	62	46	50	46
	入所児童数	44.0	57.0	39.0	42.0	39.0
	入所率%	88.0	91.9	84.8	84.0	84.8
3歳児	児童総数	44	48	64	47	46
	入所児童数	42	46	63	46	43
	入所率%	95.5	95.8	98.4	97.9	93.5
4歳児	児童総数	68	41	46	65	44
	入所児童数	66	38	44	61	41
	入所率%	97.1	92.7	95.7	93.8	93.2
5歳児	児童総数	60	71	41	48	61
	入所児童数	58	69	37	45	57
	入所率%	96.7	97.2	90.2	93.8	93.4
合計	児童総数	329	314	293	296	263
	入所児童数	264	262	228	248	215
	入所率%	80.2	83.4	77.8	83.8	81.7

認定こども園の年齢別入所状況は以下のとおりです。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳児	児童総数	43	47	46	38	31	
	私立園	園児数	0	1	2	4	5
		就園率	0	2	4	11	16
1歳児	児童総数	64	45	50	48	35	
	私立園	園児数	7	11	7	14	9
		就園率	11	24	14	29	26
2歳児	児童総数	50	62	46	50	46	
	私立園	園児数	10	14	12	10	15
		就園率	20	23	26	20	33
3歳児	児童総数	44	48	64	47	46	
	私立園	園児数	8	13	18	18	13
		就園率	18	27	28	38	28
4歳児	児童総数	68	41	46	65	44	
	私立園	園児数	17	8	12	19	16
		就園率	25	20	26	29	36
5歳児	児童総数	60	71	41	48	61	
	私立園	園児数	16	19	10	13	19
		就園率	27	27	24	27	31

出典：教育総務課

### ③ 特別保育等の実施状況

特別保育等の実施状況は以下のとおりです。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育	実施か所数	4	4	4	4	4
	延べ利用児童数	2,311	2,586	1,938	1,806	1,579
一時保育	実施か所数	2	2	2	2	2
	延べ利用児童数	2,040	2,736	2,750	2,337	1,650
病時・病後児保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	延べ利用児童数	88	323	206	440	400

出典：教育総務課（各年4月1日現在）

## (2) 障がいのあるこどもへの支援

### ① 障がい児相談支援の状況

障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かく支援するもので、利用者は増加傾向です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	14	24	26	39	45

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

## ② 児童発達支援の状況

未就学児で障がいがある、又は発達に課題のあるこどもを対象にし、た障がい福祉サービスのひとつです。集団生活の適応訓練や日常生活における基本的な動作の指導など専門的な療育・訓練、また、肢体不自由がある児童に対し治療を行います。

利用者も利用日数も増加傾向です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	3	8	8	9	11
利用日数（延べ人数/月）	54	150	121	180	168

出典：福祉保健課（各年3月31日現在）

## ③ 放課後等デイサービスの利用状況

支援を必要とする障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもを対象とした福祉サービスで、6才～18才までの就学児童（小学・中学・高校）が通います。利用者も利用日数も増加傾向です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	11	13	15	23	27
利用日数（延べ人数/月）	134	167	182	267	348

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

## (3) 児童の健全育成

### ① 放課後児童クラブの利用状況

本町では、放課後児童クラブを小学1年生から3年生を対象に町内1箇所に設置し運営しています。利用児童数は増減を繰り返しています。

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
綾町	設置数（箇所）	1	1	1	1
	児童数（登録者数）	59	61	70	64

出典：教育総務課（各年度3月31日現在）

### ② 児童館利用者数の状況

児童館の利用者数は、減少傾向にあります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館 延べ利用者数（人）	10,899	10,879	11,356	10,173

出典：教育総務課（各年度3月31日現在）

## (4) ファミリー・サポート・センターの状況

令和6年度におけるファミリー・サポート・センターの状況は、依頼会員9名、提供会員7名となっており、活動件数は10件となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員	2	3	3	9	9
提供会員	3	5	5	7	7
両方会員	0	0	0	0	0
活動件数	1	1	10	2	10

出典：福祉保健課（各年度5月1日現在）

### (5) 地域子育て支援センターの利用状況

コロナ流行期は利用制限・予約制限の為、利用数が減少していましたが、徐々に利用者数は増加傾向に転じ、コロナ流行期前の利用状況に回復しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援センター 述べ利用者数（人）	820	831	561	715	890

出典：教育総務課（各年度3月31日現在）

## 3. 支援が必要な方の状況

### (1) 就学援助認定者

町内の小・中学校へ就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

小学校では、令和元年度から減少傾向、中学校では令和5年度に大きく増加しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(人)	65	64	60	58	54
中学校(人)	32	36	33	32	39
合計(人)	97	100	93	90	93

出典：教育総務課（各年度4月1日現在）

### (2) 児童虐待の動向

令和5年度の新規虐待相談件数（綾町受付分）は4件となっています。

本町では、「綾町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所をはじめ、医師会、民生委員児童委員協議会などの機関・団体の参加を得て、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等に努めています。

民生委員や主任児童委員、保育所、幼稚園、小学校、地域子育て支援センターなどこどもや保護者と直接関わりのある様々な支援者と連携しながら、問題があった場合に早急に対応できる体制を構築しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2	1	1	4

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

## 4. 母子保健

### (1) 母子手帳交付数

本町では、令和5年度26人に母子手帳を交付しており、交付数は減少傾向です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数（人）	43	41	22	26

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

### (2) 乳幼児健康診査実施状況

本町では、乳幼児健康診査を「1歳6か月」及び「3歳」の段階で実施しています。

実施状況は下表のとおりです。該当年齢ごとに増減はありますが、受診率は高い数値を維持しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児 健康診査	対象者（人）	62	39	47	50
	受診者（人）	60	36	44	46
	受診率（%）	96.8	92.3	93.6	92.0
むし歯有病者率（%）		0.0	0.0	2.3	0.0
3歳児 健康診査	対象者（人）	51	44	58	46
	受診者（人）	48	42	53	43
	受診率（%）	94.1	95.5	91.4	93.5
むし歯有病者率（%）		17.0	0.0	3.1	4.8

出典：福祉保健課（各年度3月31日現在）

### (3) 小児医療の状況

町内の医療機関は、一般診療所3箇所、歯科診療所2箇所となっています（令和6年10月現在）。このうち、小児診療をする医療機関は3箇所です。

休日・夜間の救急医療体制は、県立宮崎病院において小児科の準夜帯診療（午後7時～午前7時）365日体制で実施しており、休日昼間は在宅当番医方式で対応しています。

## **第3章**

# **こどもの生活実態調査等からみる本町の 現状**

## 第3章 こどもの生活実態調査等からみる本町の現状

本調査は、こども基本法に基づくこども計画を策定するため、令和6年度に第2期綾町子ども・子育て支援事業計画の見直しを行い、新たな計画を策定するにあたり、町内在住の15歳から39歳までの方や小中学生の方、小中学生の保護者の方に子育て感や将来への希望などご意見やお考えを尋ね、こども・若者施策推進の資料として検討し、取りまとめました。

### 1. 調査概要

#### (1) 調査時期

令和6年7月に調査を実施しました。

#### (2) 調査対象者及び調査方法

##### ① 調査対象者

【あなたの生活アンケート】

小学校5年生 72人、中学2年生 60人

【お子様の生活アンケート】

小学5年生の保護者 72人、中学2年生の保護者 60人

【こども・若者の意識と生活に関するアンケート】

綾町在住の15歳から39歳までの方 1,000人

##### ② 調査方法

プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。調査方法はQRコードによるWeb回答としました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
あなたの生活アンケート（小学5年生）	72人	56人	77.8%
あなたの生活アンケート（中学2年生）	60人	49人	81.7%
お子様の生活アンケート（小学5年生保護者）	72人	17人	23.6%
お子様の生活アンケート（中学2年生保護者）	60人	28人	46.7%
こども・若者の意識と生活に関するアンケート	1,000人	198人	19.8%

## 2. 「あなたの生活アンケート」結果概要

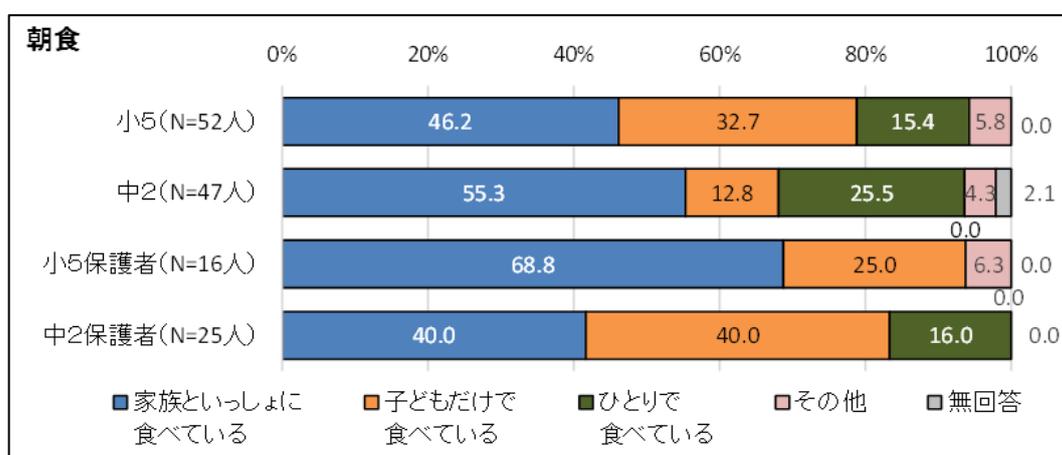
### (1) こどもが誰と食事をしているか

#### ① 朝食

朝食を誰と食べているかたずねたところ、小学5年生の「家族といっしょに食べている」割合は46.2%、中学2年生は55.3%でした。

一方、「ひとりで食べている」と回答した小学5年生は、15.4%、中学2年生は25.5%です。

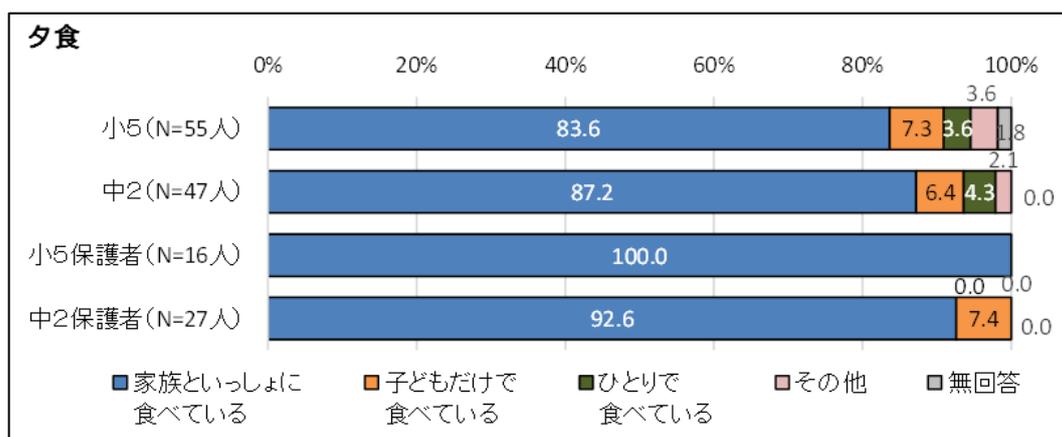
また、「こどもだけで食べている」と回答した小学5年生は、32.7%、中学2年生は、12.8%です。



#### ② 夕食

夕食を誰と食べているかたずねたところ、小学5年生・中学2年生ともに、「家族といっしょに食べている」の割合が8割を超えているのに対し、小学5年生の「こどもだけで食べている」割合は7.3%、「ひとりで食べている」と「その他」は3.6%でした。

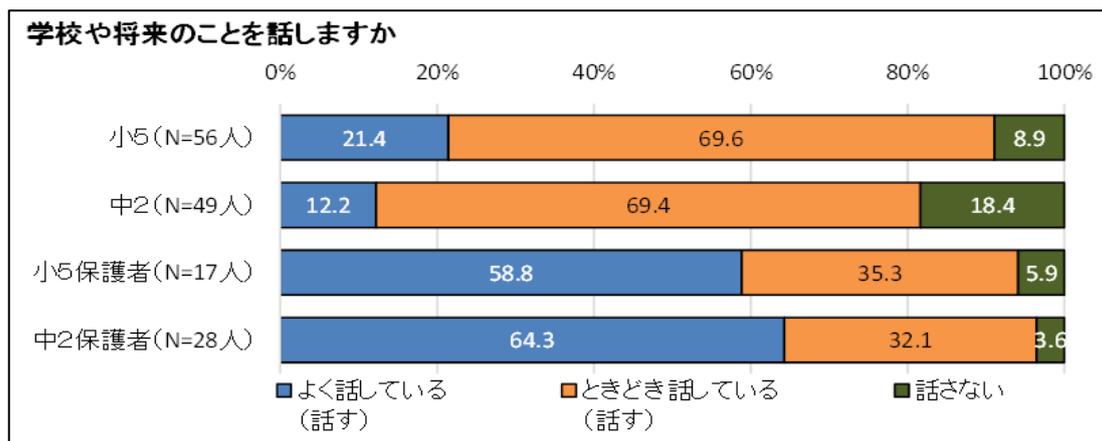
中学2年生の「こどもだけで食べている」割合は6.4%、「ひとりで食べている」4.3%、「その他」2.1%となっています。



## (2) 家族に学校のことや将来のことを話すか

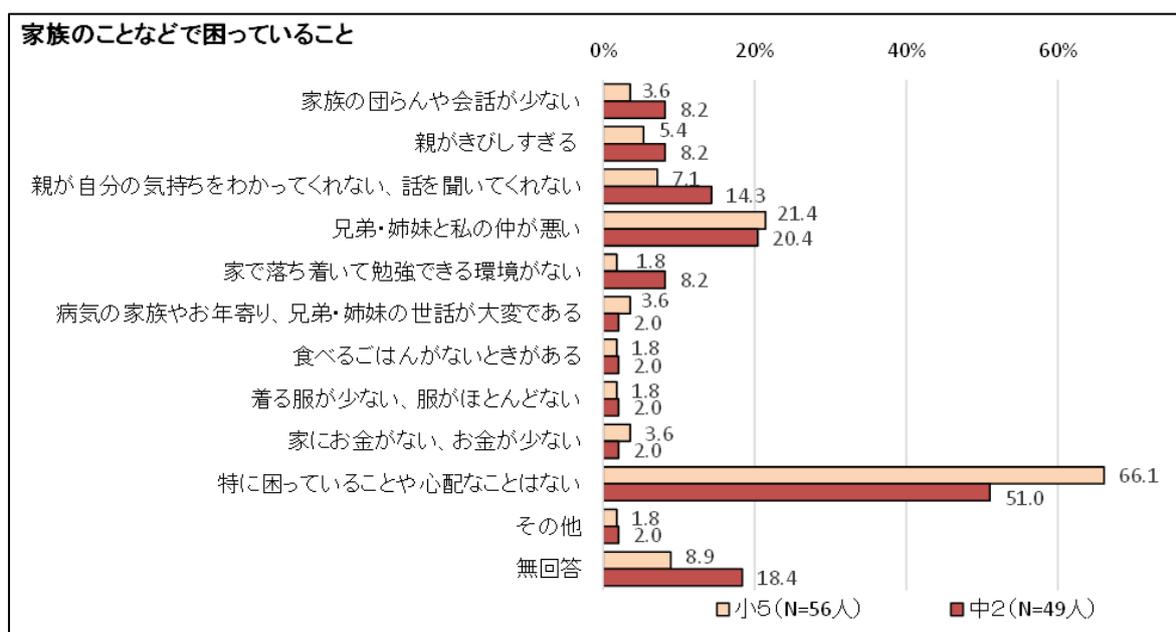
家族に学校のことや将来のことを話すかたずねたところ、小学5年生は、「ときどき話している」69.6%、「よく話している」21.4%、「話さない」8.9%、中学2年生は、「ときどき話している」69.4%、「よく話している」12.2%、「話さない」18.4%となっています。

小学5年生保護者は、「よく話す」58.8%、「ときどき話す」35.3%、「話さない」5.9%、中学2年生保護者は、「よく話す」64.3%、「ときどき話す」32.1%、「話さない」3.6%となっています。



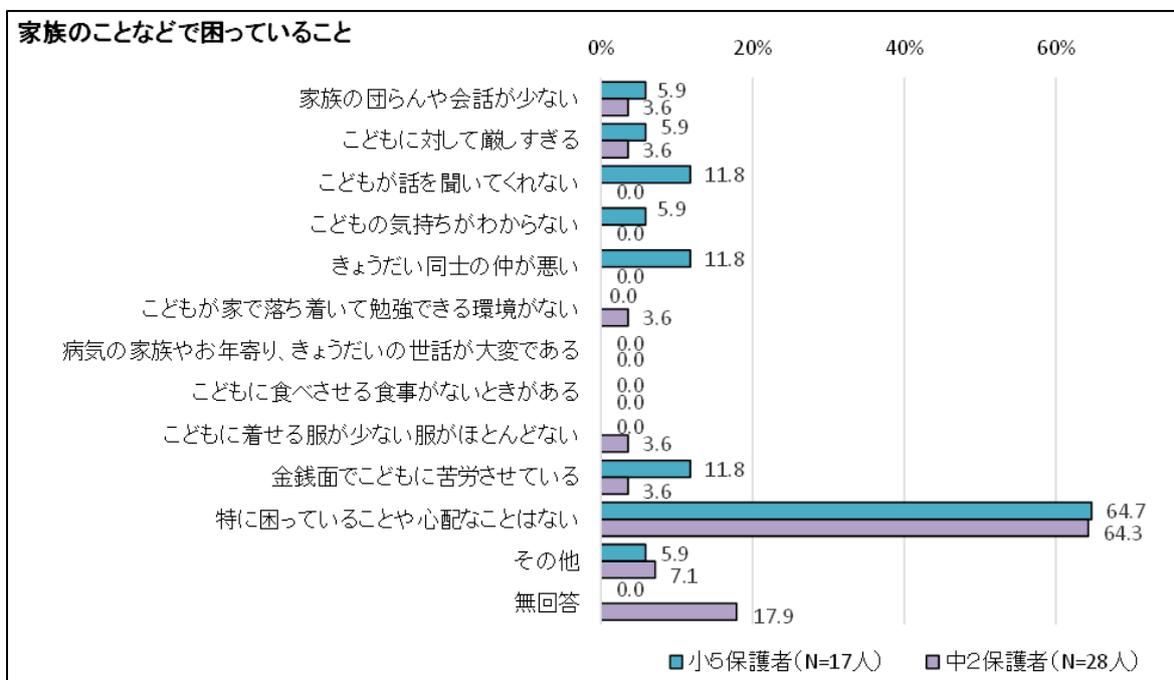
## (3) 家族のことで、困っていることや心配なことはあるか

家族のことで困っていることや心配なことはあるかたずねたところ、小学5年生、中学2年生ともに、「特に困っていることや心配なことはない」の割合が最も高く、それぞれ66.1%と51.0%です。次いで「兄弟・姉妹の仲が悪い」が高くなっており、小学5年生は21.4%、中学2年生は20.4%、他は以下のとおりです。



同様の質問を保護者にしたところ、小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに、「特に困っていることや心配なことはない」の割合が最も高く、それぞれ64.7%と64.3%、他は以下のとおりです。

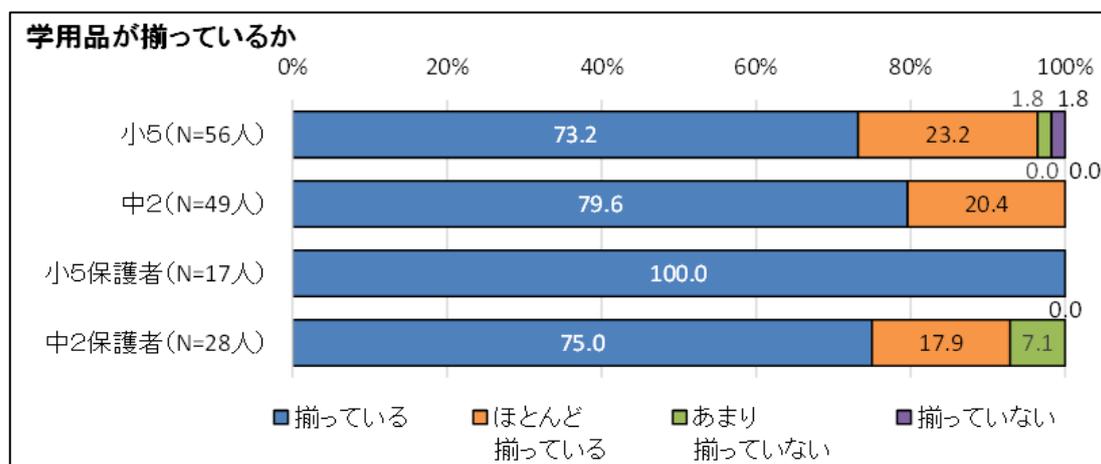
【保護者】



(4) こどもに必要な学用品はそろっているか

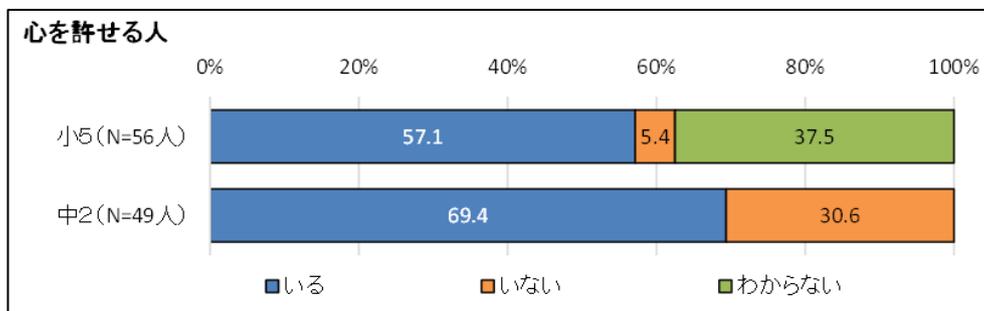
こどもに必要な学用品はそろっているかたずねたところ、小学5年生は、「揃っている」の割合が73.2%、「ほとんど揃っている」23.2%、「あまり揃っていない」と「揃っていない」1.8%、中学2年生は、「揃っている」が79.6%、「ほとんど揃っている」20.4%となっています。

小学5年生保護者は、「揃っている」の割合が100.0%、中学2年生保護者は、「揃っている」が75.0%、「ほとんど揃っていない」17.9%、「あまり揃っていない」7.1%となっています。



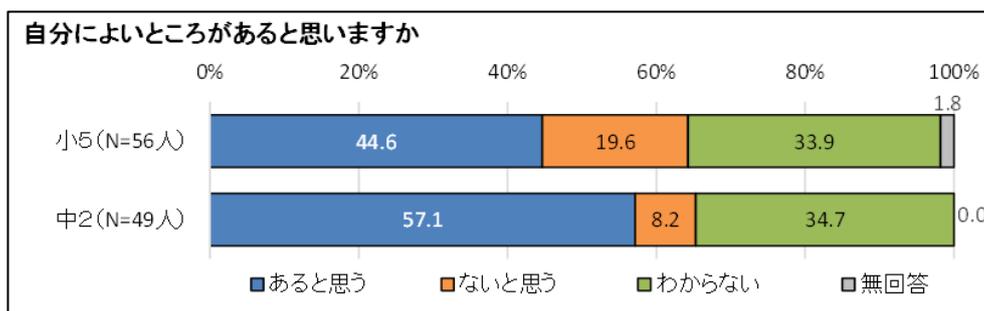
### (5) 心を許せる人の有無について

考えていることや未来のことについて、心を許して話せる人がいるかたずねたところ、小学5年生は、「いる」の割合が57.1%、「わからない」37.5%、「いない」5.4%、中学2年生では、「いる」が69.4%、「いない」30.6%となっています。



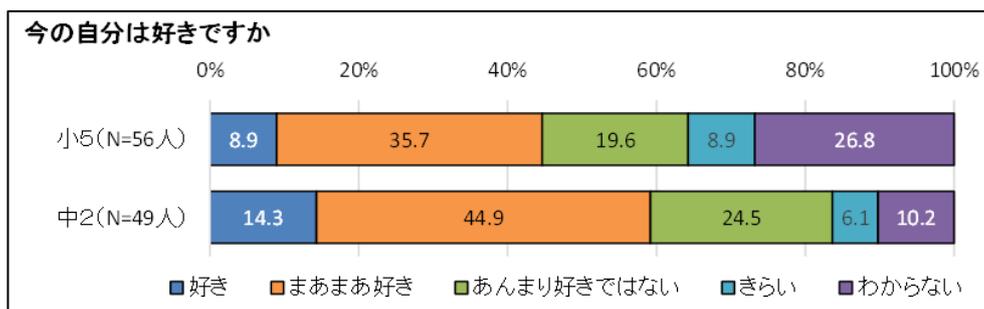
### (6) 自分によいところがあると思うか

自分によいところがあると思うかたずねたところ、小学5年生は、「あると思う」の割合が44.6%、「わからない」33.9%、「ないと思う」19.6%、中学2年生は、「あると思う」が57.1%、「わからない」34.7%、「ないと思う」8.2%となっています。



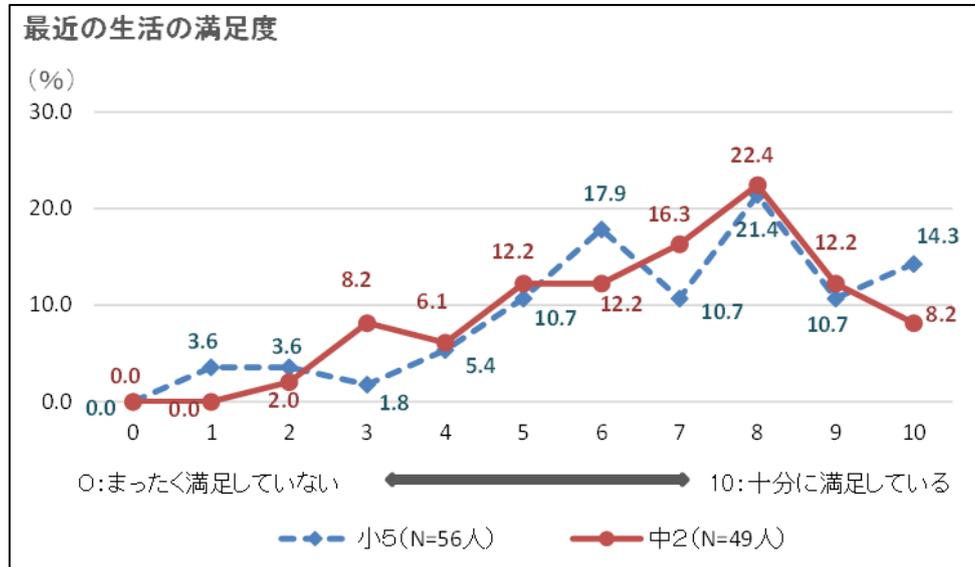
### (7) 今の自分は好きか

今の自分が好きかたずねたところ、小学5年生は、「まあまあ好き」の割合が35.7%、「わからない」26.8%、「あまり好きではない」19.6%、「好き」と「きれい」が8.9%、中学2年生は、「まあまあ好き」が44.9%、「あまり好きではない」24.5%、「好き」14.3%、「わからない」10.2%、「きれい」6.1%となっています。



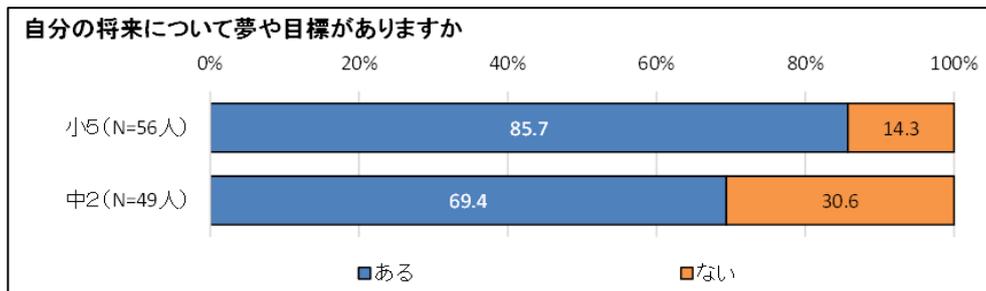
### (8) 最近の生活にどのくらい満足しているか

最近の生活にどのくらい満足しているかをたずねたところ、小学5年生・中学2年生ともに、「8」と答えた人の割合が最も高く、他は以下のとおりとなっています。



### (9) 自分の将来について夢や目標があるか

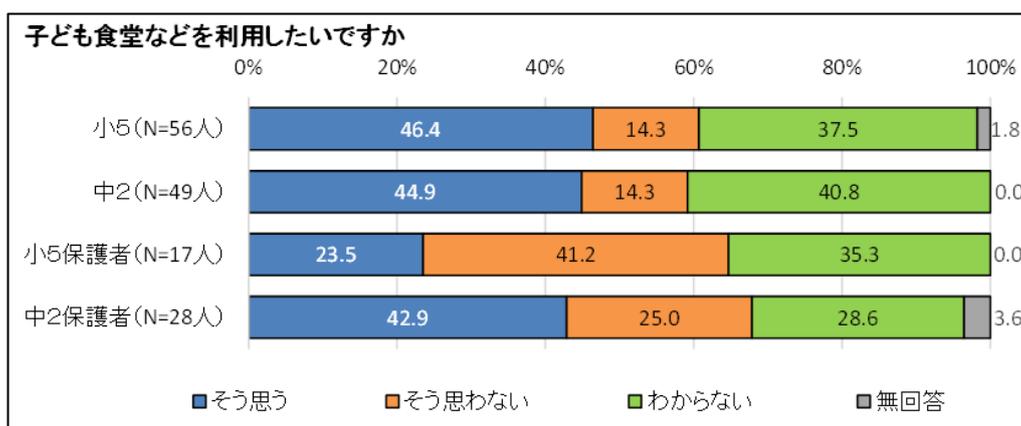
自分の将来について夢や目標があるかたずねたところ、小学5年生は、「ある」の割合が85.7%、「ない」14.3%、中学2年生は、「ある」が69.4%、「ない」30.6%となっています。



## (10) 子ども食堂などの利用意向

無料や100円くらいで食事ができる場所(子ども食堂など)が近くにあれば利用したいかたずねたところ、小学5年生は、「そう思う」の割合が46.4%、「わからない」37.5%、「そう思わない」14.3%、中学2年生は、「そう思う」が44.9%、「わからない」40.8%、「そう思わない」14.3%となっています。

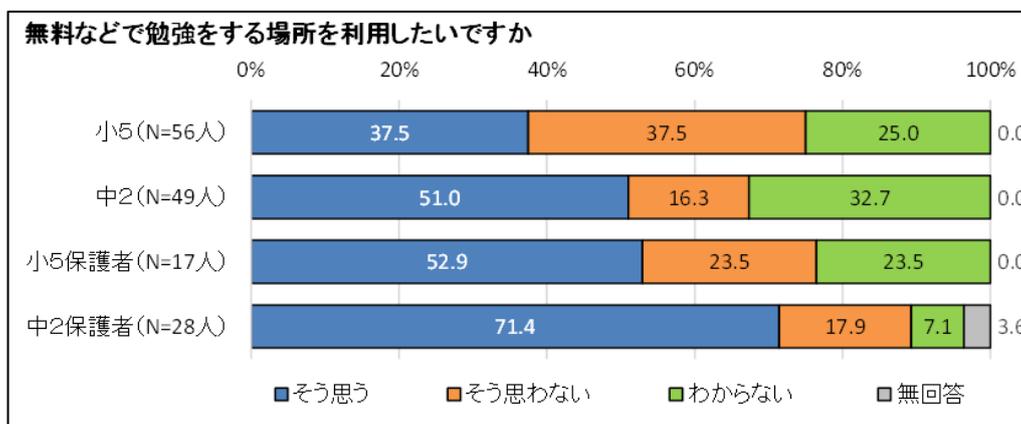
小学5年生保護者は、「そう思わない」の割合が41.2%、「わからない」35.3%、「そう思う」23.5%、中学2年生保護者は、「そう思う」が42.9%、「わからない」28.6%、「そう思わない」25.0%となっています。



## (11) 無償提供等の学習支援への利用意向

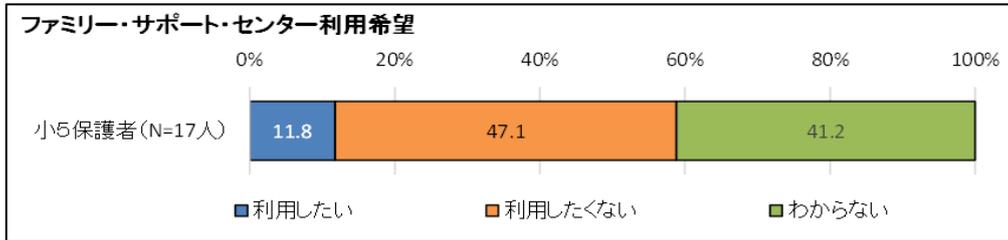
放課後や夏休みなどに、無料や安い料金で勉強を教えてもらえる場所が家の近くにあれば利用したいと思うかたずねたところ、小学5年生は、「そう思う」と「そう思わない」の割合が37.5%、「わからない」25.0%、中学2年生は、「そう思う」が51.0%、「わからない」32.7%、「そう思わない」16.3%となっています。

小学5年生保護者は、「そう思う」の割合が52.9%、「そう思わない」と「わからない」が23.5%、中学2年生保護者は、「そう思う」が71.4%、「そう思わない」17.9%、「わからない」7.1%となっています。



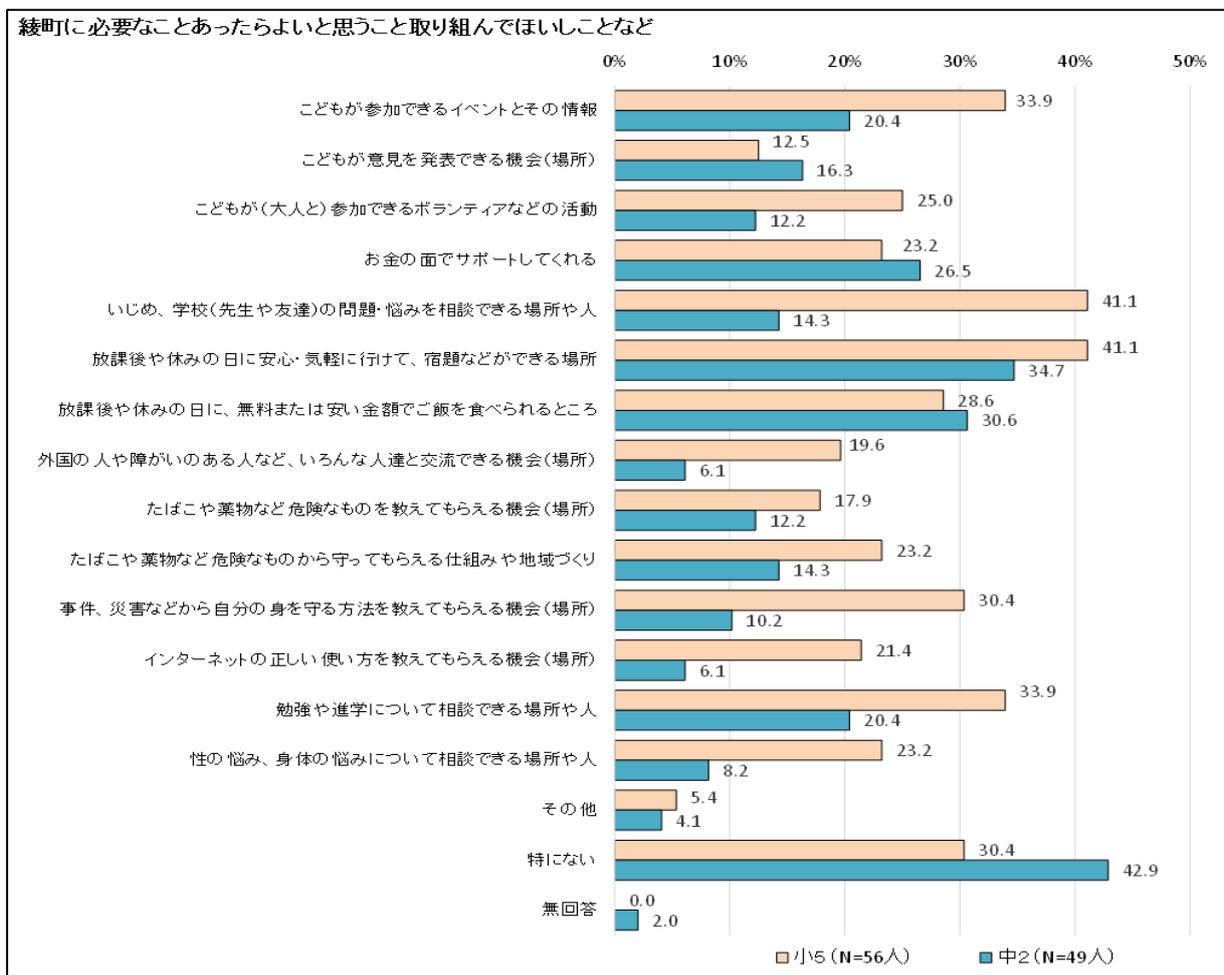
## (12) ファミリー・サポート・センターの利用意向

小学5年生保護者に対して、ファミリー・サポート・センターを利用したいと思うかたずねたところ、「利用したくない」の割合が47.1%、「わからない」41.2%、「利用したい」11.8%となっています。



## (13) 暮らしに関して、町に必要なことやあったらよいと思う、取り組んでほしいこと等

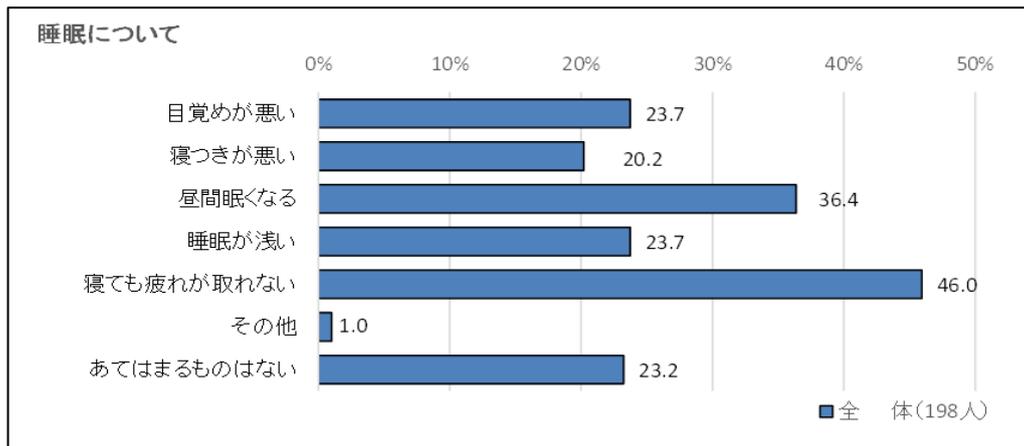
暮らしに関して、町に必要なことやあったらよいと思うこと、取り組んでほしいこと等をたずねた結果では、小学5年生は、「いじめ、学校（先生や友達）の問題・悩みを相談できる場所や人」と「放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所」の割合が41.1%と最も高く、次いで「こどもが参加できるイベントとその情報」と「勉強や進学について相談できる場所や人」33.9%となっています。中学2年生は、「特にない」が42.9%と最も高く、次いで「放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所」34.7%、「放課後や休みの日に、無料または安い金額でご飯を食べられるところ」30.6%と、他は以下のとおりです。



### 3. こども・若者の意識と生活に関するアンケート結果概要

#### (1) 睡眠について

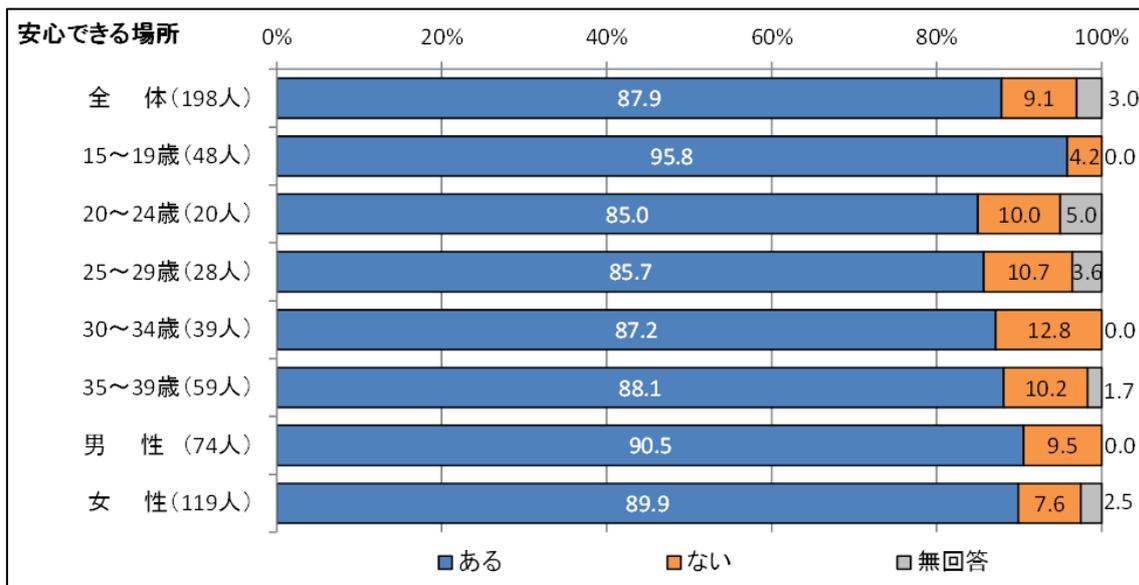
睡眠状態についてたずねたところ、「寝ても疲れが取れない」の割合が46.0%と最も高く、次いで「昼間眠くなる」36.4%、「目覚めが悪い」と「睡眠が浅い」が23.7%と、他は以下のとおりです。



#### (2) 安心できる場所の有無

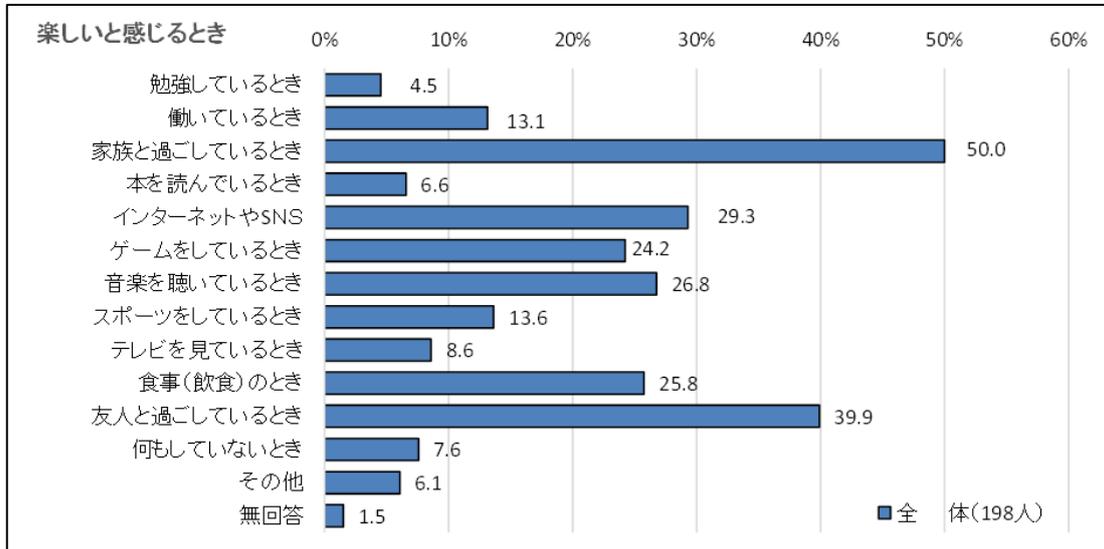
安心できる場所があるかたずねたところ、全体で「ある」の割合が87.9%、「ない」が9.1%となっています。

年齢別では、15～19歳の「ある」が高くなっており、男女別では大きな差異はみられません。



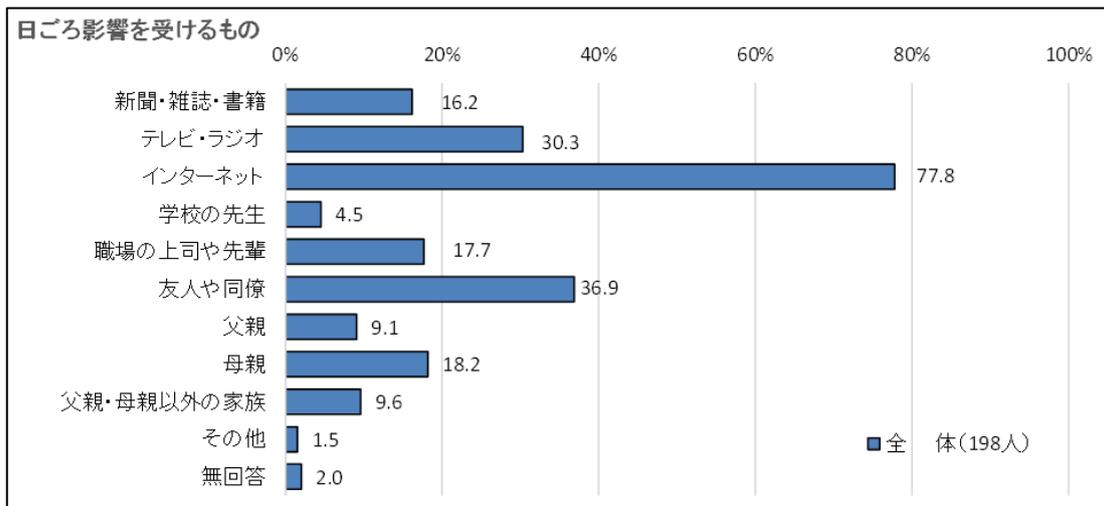
### (3) 今、楽しい(充実している)と感じるのはどんな時か

今、あなたが楽しい(充実している)と感じるのはどんな時かたずねたところ、「家族と過ごしているとき」の割合が最も高く 50.0%、次いで「友人と過ごしているとき」39.9%、「インターネットやSNS」29.3%と、他は以下のとおりです。



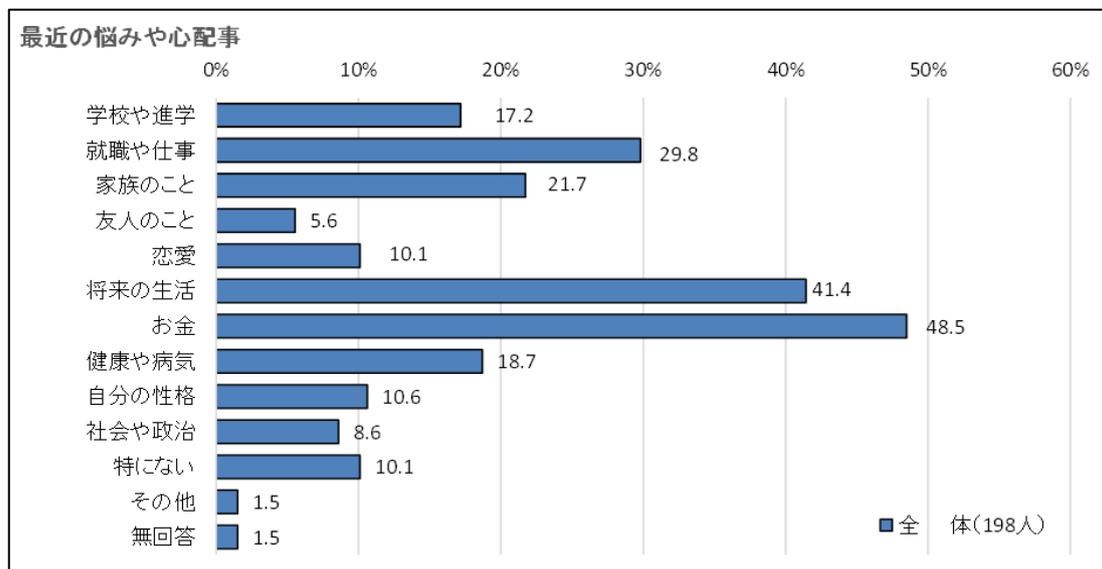
### (4) 日頃影響を受けるものについて

日頃影響を受けるものについてたずねたところ、「インターネット」の割合が最も高く 77.8%、次いで「友人や同僚」36.9%、「テレビ・ラジオ」30.3%と、他は以下のとおりです。



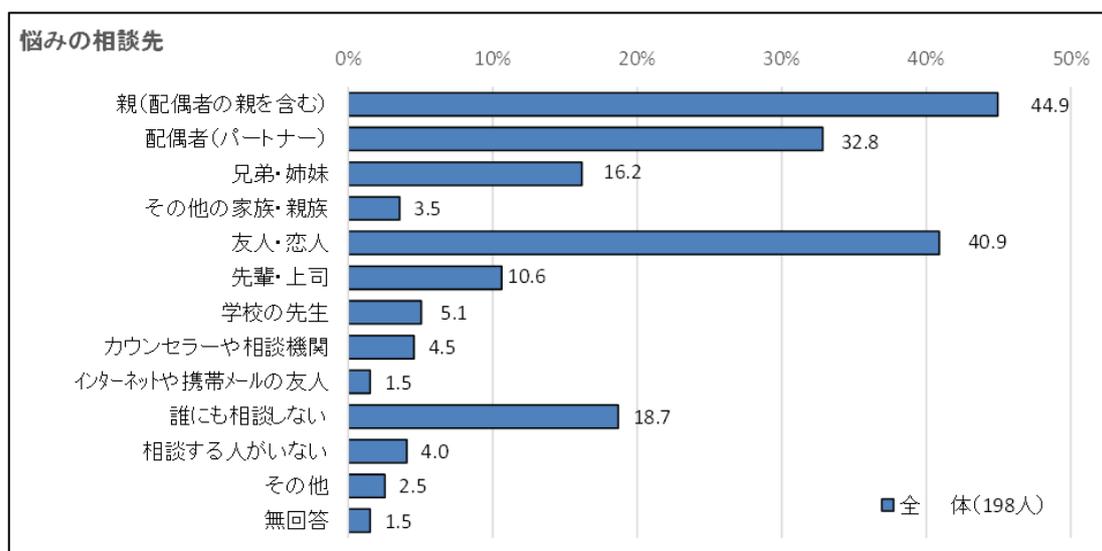
### (5) 最近の悩みや心配事について

最近の悩みや心配事についてたずねたところ、「お金」の割合が最も高く 48.5%、次いで「将来の生活」41.4%、「就職や仕事」29.8%と、他は以下のとおりです。



### (6) 悩みや心配がある時の相談相手

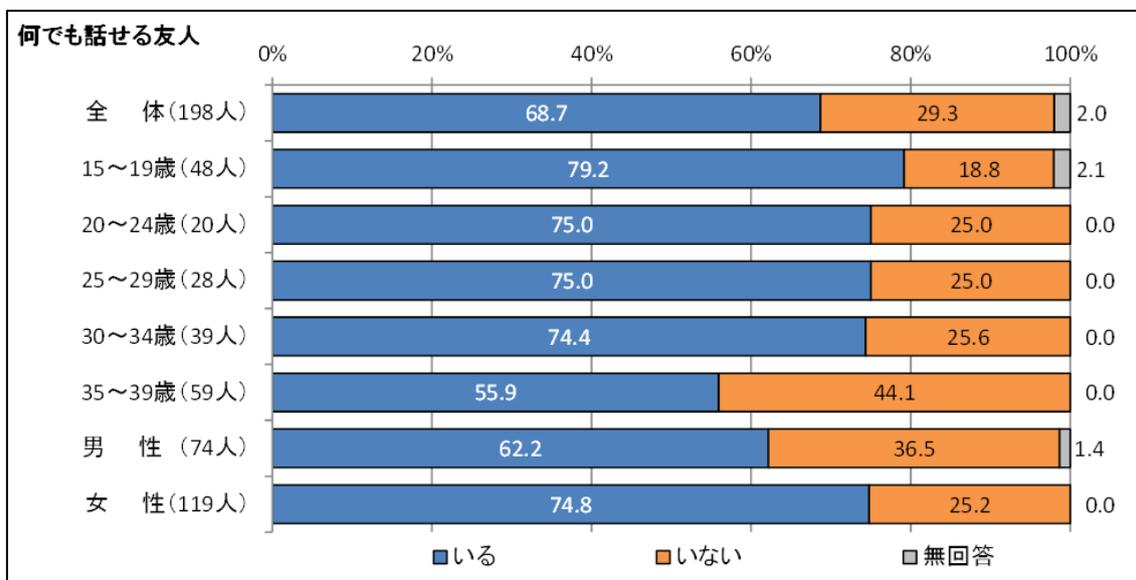
悩みや心配がある場合、誰に相談するかたずねたところ、「親（配偶者の親を含む）」の割合が 44.9%と最も高く、次いで「友人・恋人」40.9%、「配偶者（パートナー）」32.8%と、他は以下のとおりです。



### (7) 悩みがある時の何でも話せる友人の有無

悩みがある時、何でも話せる友人がいるかたずねたところ、全体で「いる」の割合が68.7%、「いない」29.3%となっています。

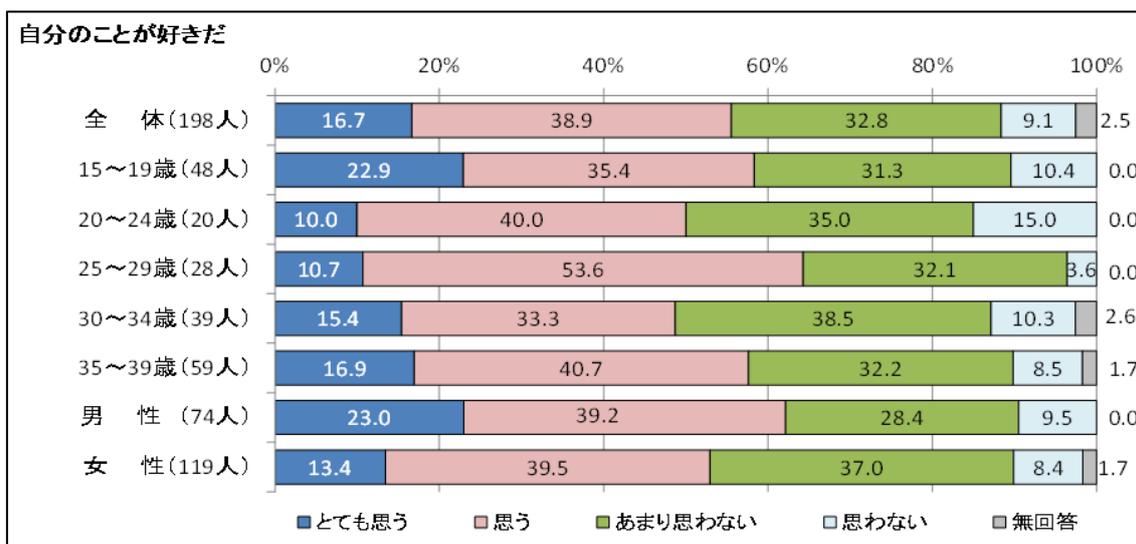
年齢別では、35～39歳の「いる」が低くなっており、男女別では、女性の「いる」が高くなっています。



### (8) 自分自身について(自分のことが好きか)

自分のことが好きかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く38.9%、「あまり思わない」32.8%、「とても思う」16.7%、「思わない」9.1%となっています。

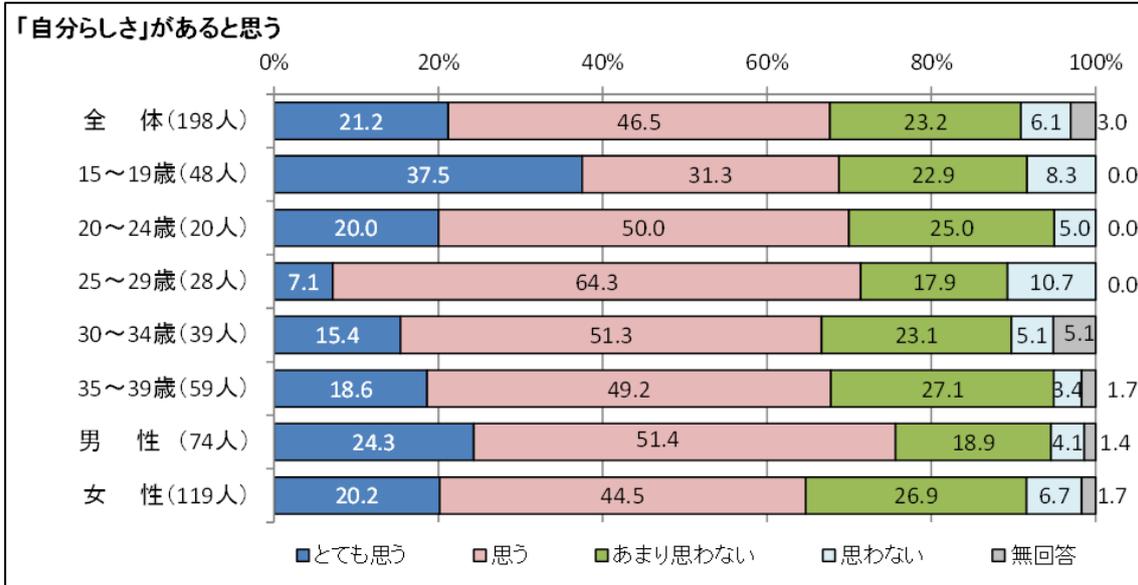
年齢別では、15～19歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では、男性の「とても思う」が高くなっています。



### (9) 自分自身について(自分らしさ)

「自分らしさ」があると思うかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く 46.5%、「あまり思わない」23.2%、「とても思う」21.2%、「思わない」6.1%となっています。

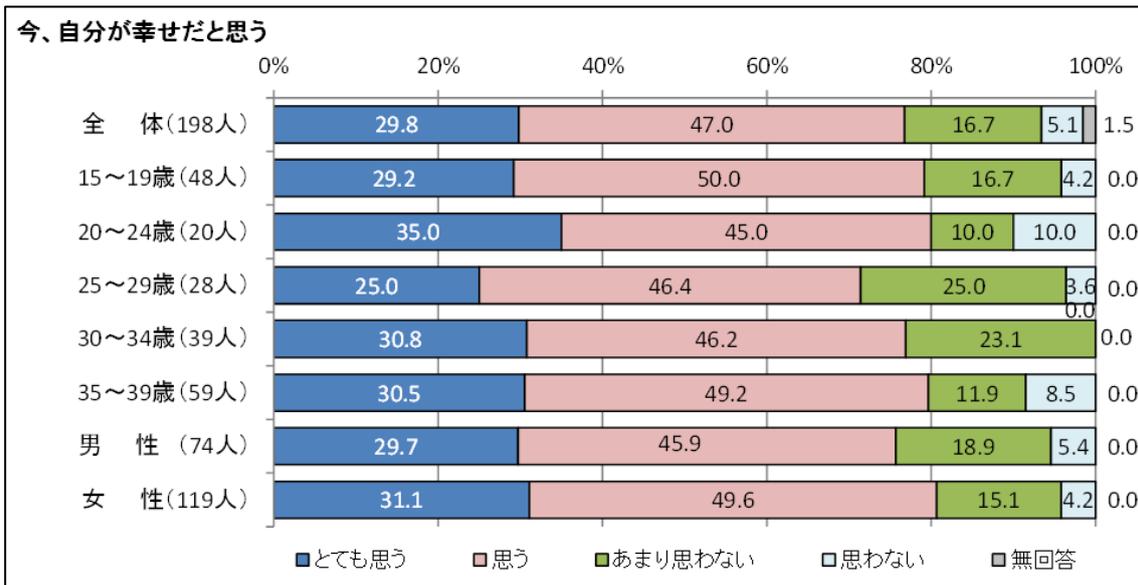
年齢別では、15～19歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では、男性の「とても思う」が高くなっています。



### (10) 自分自身について(幸福感)

今、自分が幸せだと思うかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く 47.0%、「とても思う」29.8%、「あまり思わない」16.7%、「思わない」5.1%となっています。

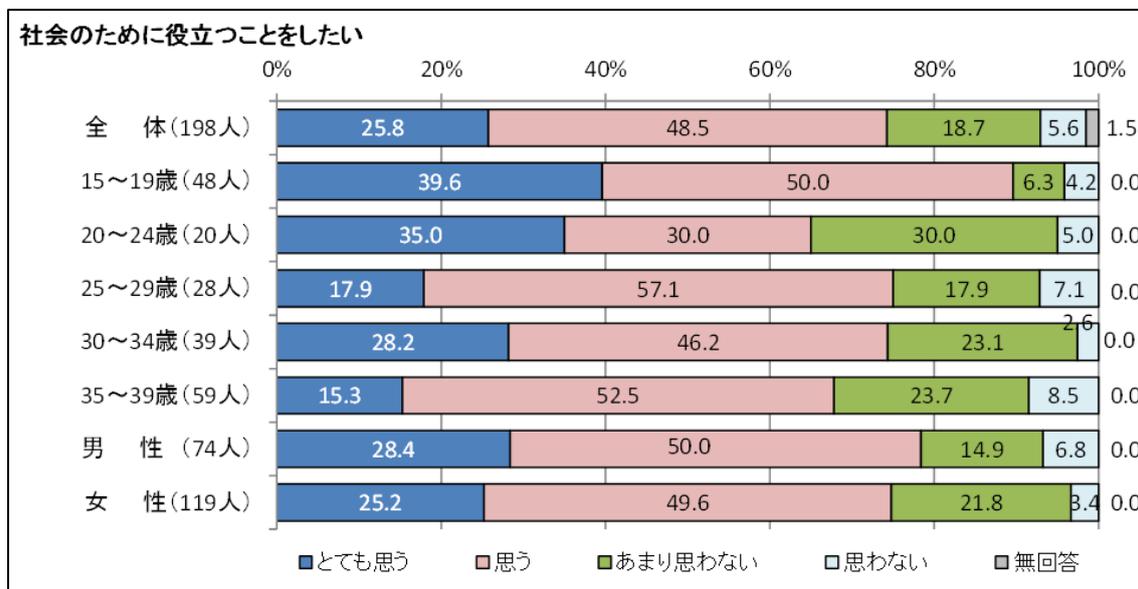
年齢別では、20～24歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では大きな差異はみられません。



### (11) 社会への貢献について

社会のために役立つことをしたいかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く 48.5%、「とても思う」25.8%、「あまり思わない」18.7%、「思わない」5.6%となっています。

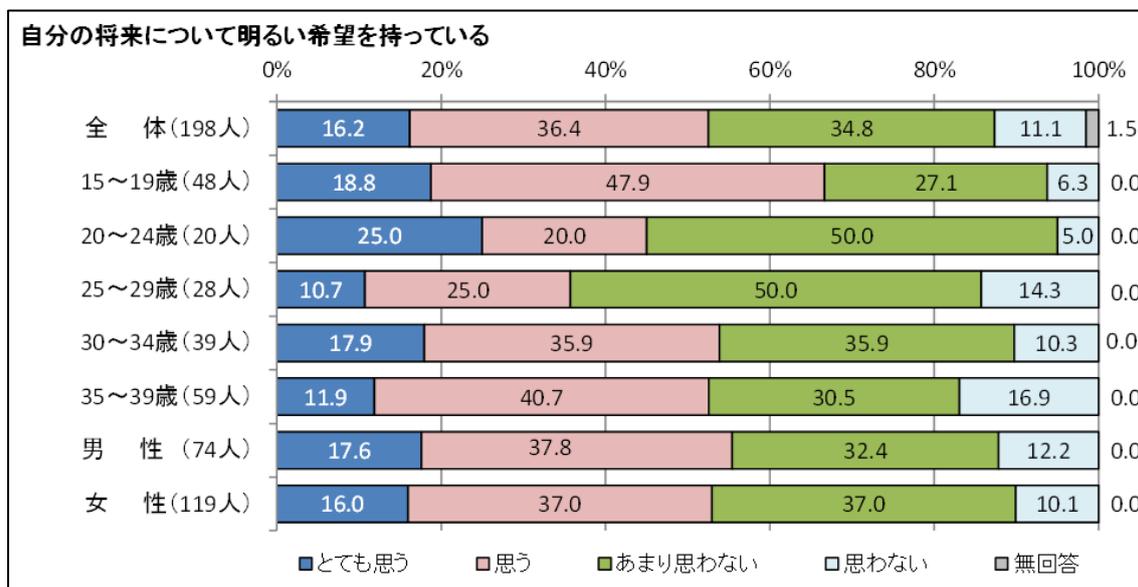
年齢別では、15～19歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では、男性の「とても思う」が高くなっています。



### (12) 自分の将来について明るい希望を持っているか

自分の将来について明るい希望を持っているかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く 36.4%、「あまり思わない」34.8%、「とても思う」16.2%、「思わない」11.1%となっています。

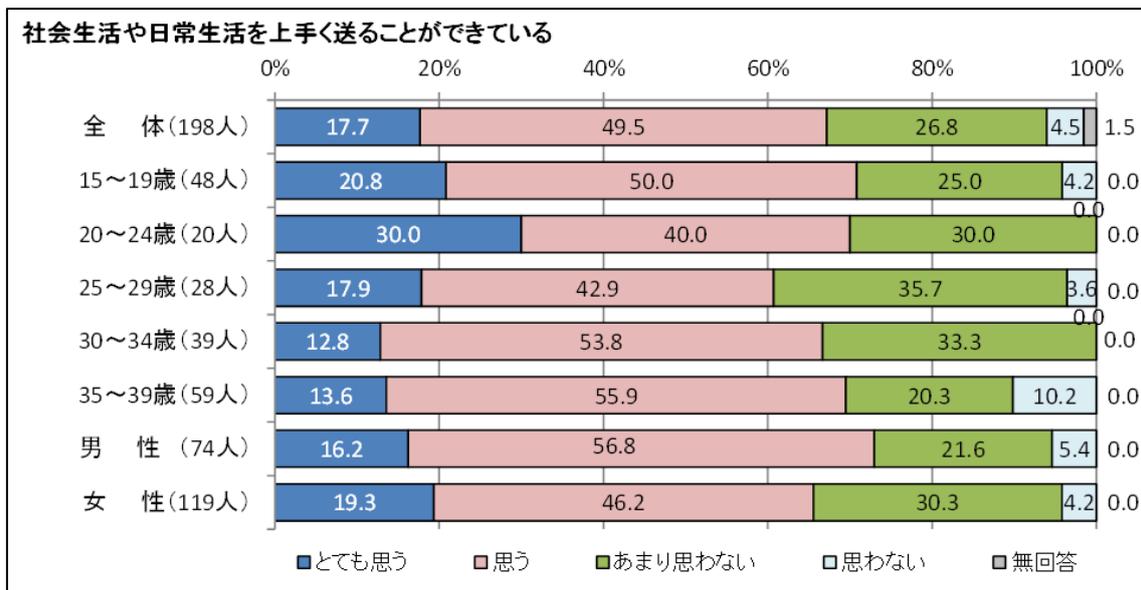
年齢別では、20～24歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では大きな差異はみられません。



### (13) 社会生活や日常生活をうまく送ることができると思うか

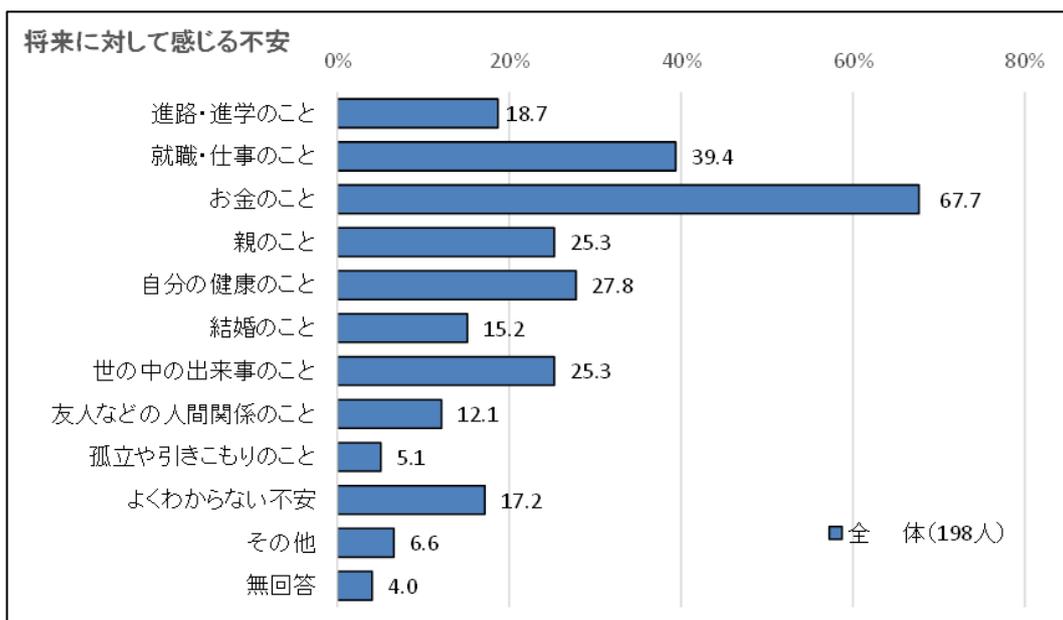
社会生活や日常生活をうまく送ることができると思うかたずねたところ、全体で「思う」の割合が最も高く49.5%、「あまり思わない」26.8%、「とても思う」17.7%、「思わない」4.5%となっています。

年齢別では、20～24歳の「とても思う」が高くなっており、男女別では、女性の「とても思う」が高くなっています。



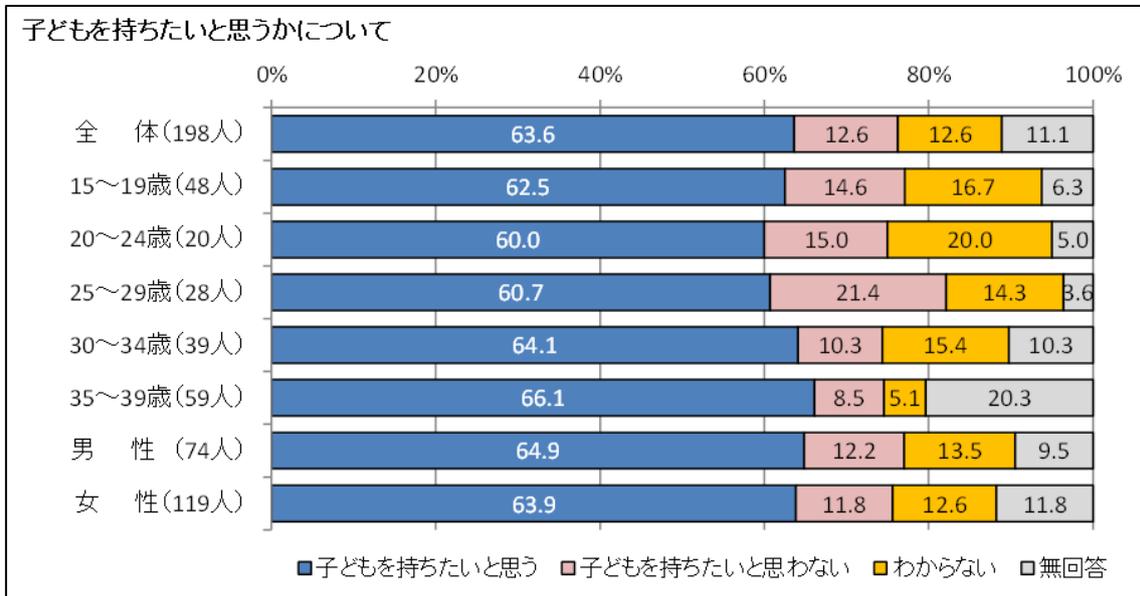
### (14) 将来に対する不安について

将来に対して、特にどのようなことに不安を感じているかたずねたところ、全体で「お金のこと」の割合が最も高く67.7%、次いで「就職・仕事のこと」39.4%、「自分の健康のこと」27.8%と、他は以下のとおりです。



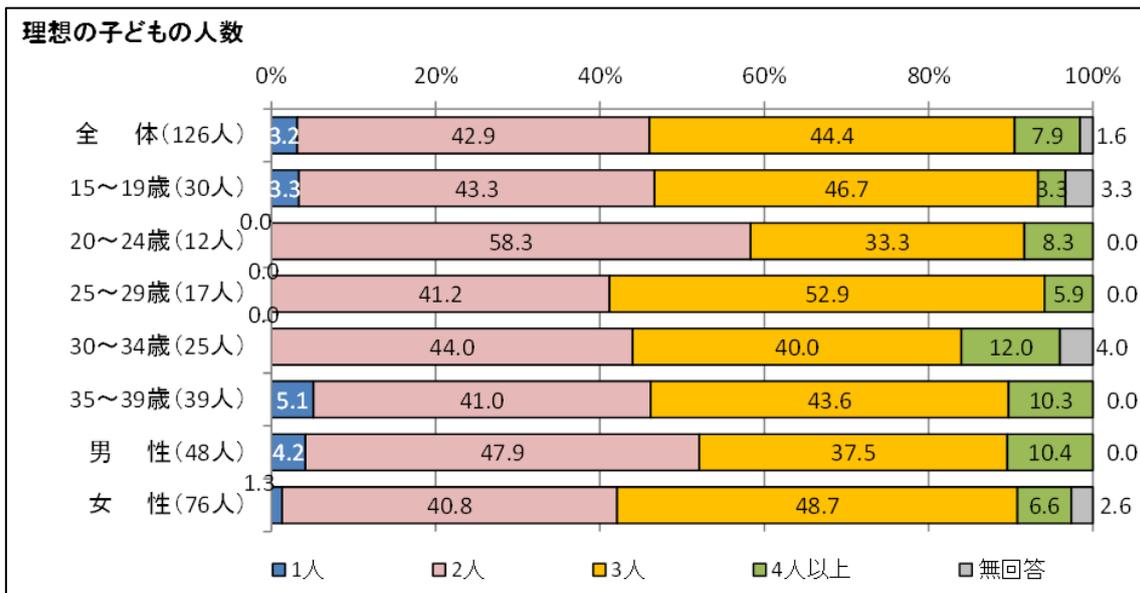
### (15) 将来、こどもを持ちたいか

将来、こどもを持ちたいと思うかたずねたところ、全体で「こどもを持ちたいと思う」の割合が63.6%、「こどもを持ちたいと思わない」と「わからない」が12.6%となっており、年齢別、男女別で大きな差異は見られません。



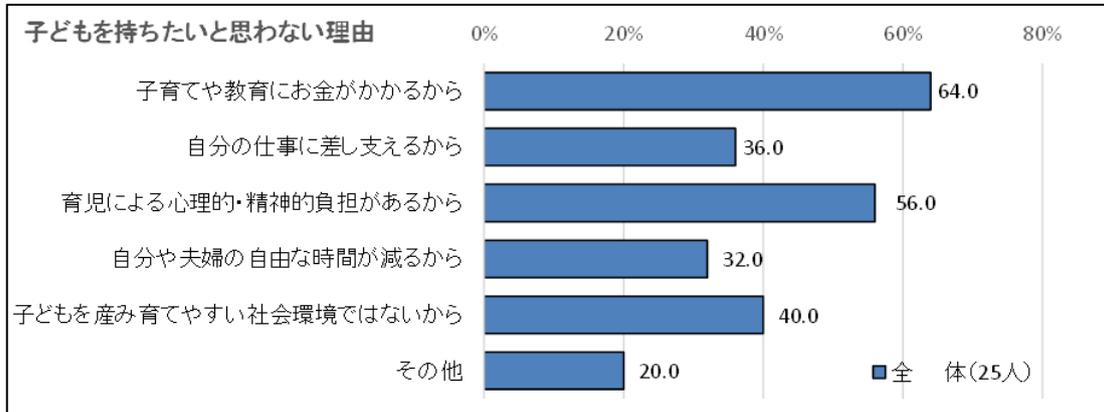
#### ① 将来持ちたいこどもの人数

将来こどもを持ちたいと回答した人へ、持ちたいこどもの人数をたずねたところ、全体で「3人」の割合が44.4%、「2人」42.9%、「4人以上」7.9%、「1人」3.2%となっており、年齢別、男女別は以下のとおりです。



② こどもを持ちたいと思わない理由

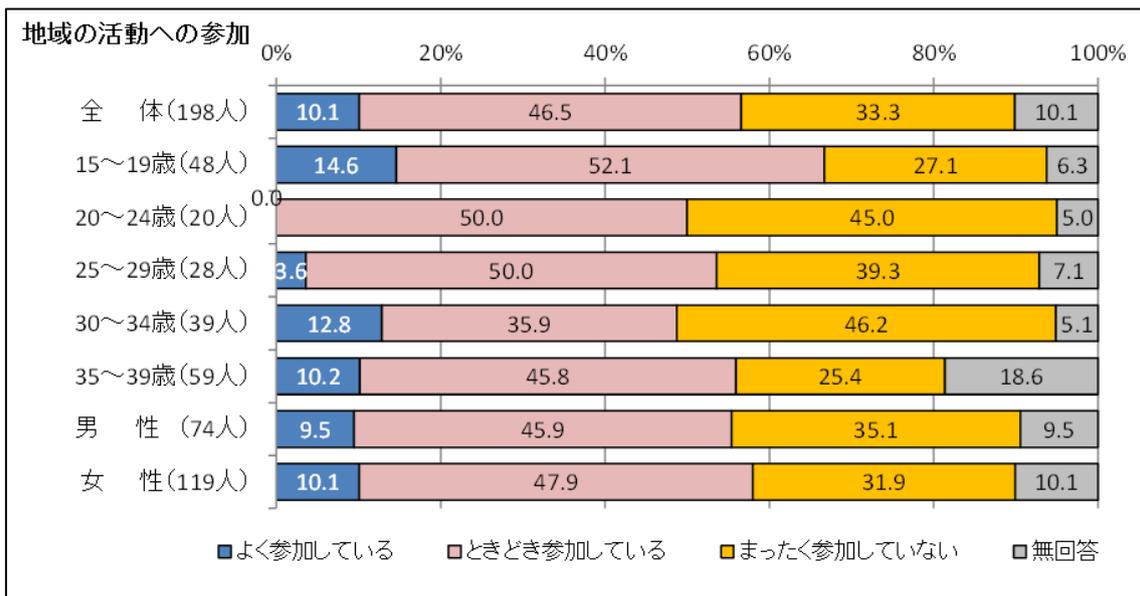
将来こどもを持ちたくないと感じた人へ、その理由をたずねたところ、全体で「子育てや教育にお金がかかるから」の割合が最も高く64.0%、「育児による心理的・精神的負担があるから」56.0%、「こどもを産み育てやすい社会環境ではないから」40.0%と、他は以下のとおりです。



(16) 地域活動や行事への参加について

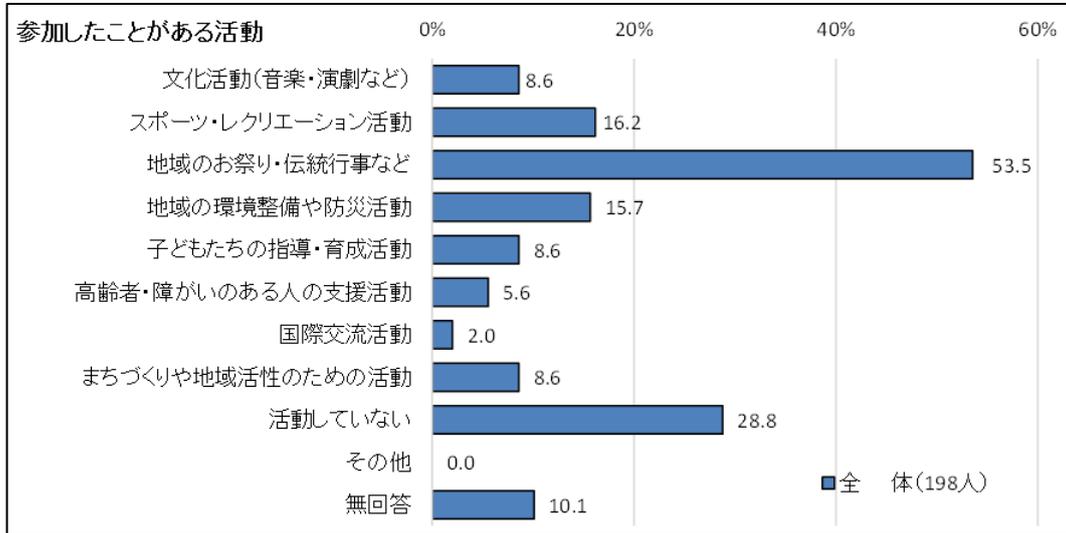
地域の活動や行事への参加程度についてたずねたところ、全体で「ときどき参加している」の割合が46.5%、「まったく参加していない」33.3%、「よく参加している」10.1%となっており、年齢別では、20～24歳の「よく参加している」はありませんでした。

男女別では、大きな差異はみられません。



### (17) 学校や仕事以外の活動での参加した活動について

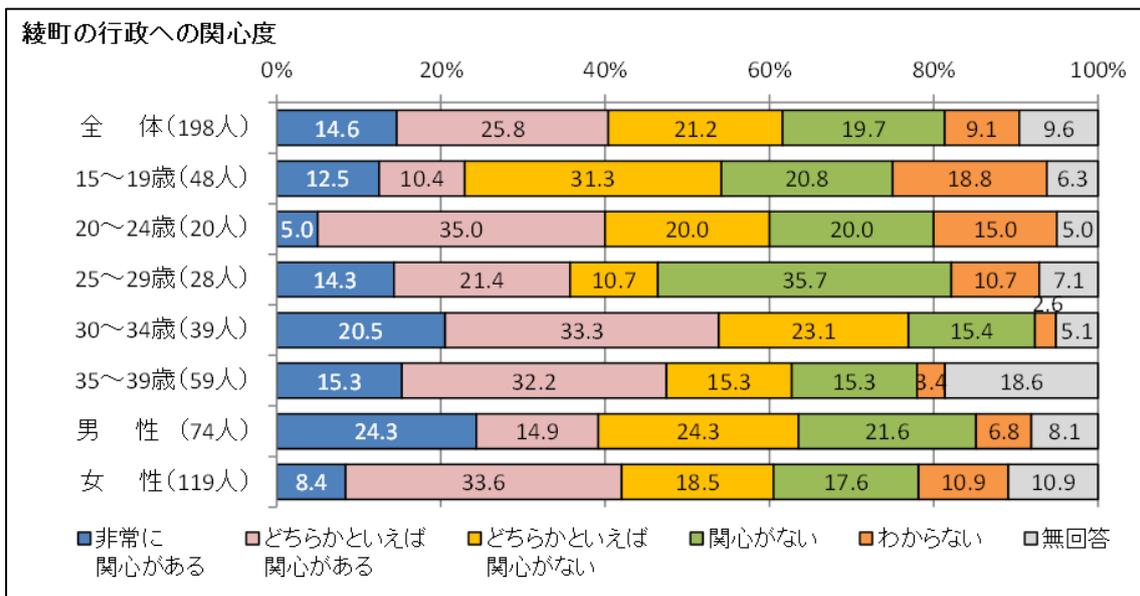
学校や仕事以外の活動で参加したことがある活動があるかたずねたところ、全体で「地域のお祭り・伝統行事など」の割合が最も高く 53.5%、次いで「活動していない」28.8%と、他は以下のとおりです。



### (18) 今のまちの行政への関心度

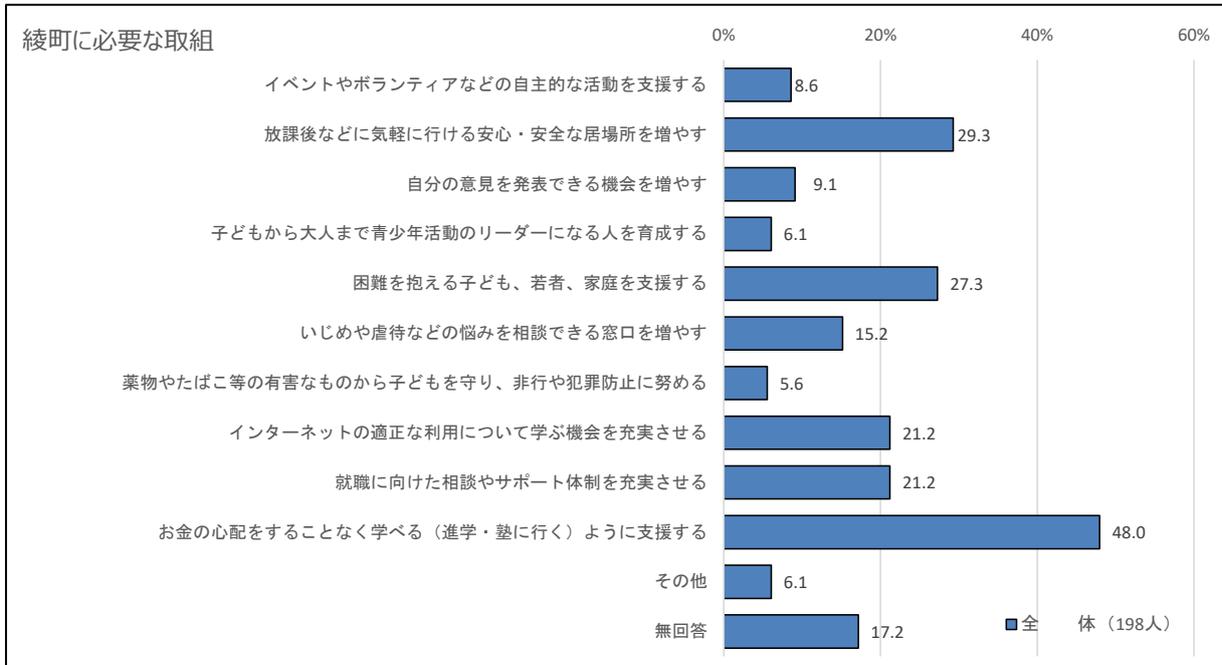
今の綾町の行政にどの程度関心があるかたずねたところ、全体で「どちらかといえば関心がある」の割合が 25.8%、「どちらかといえば関心がない」21.2%、「関心がない」19.7%、「非常に関心がある」14.6%、「わからない」9.1%、「わからない」9.1%となっています。

年齢別では、25～29歳の「関心がない」が高くなっており、男女別では、男性の「非常に関心がある」が高くなっています。



(19) これからの若者のために、町に必要な取り組みは何か

これからの若者のために、綾町に必要な取組は何だと思いかたずねたところ、全体で「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」の割合が最も高く48.0%、次いで「放課後などに気軽に行ける安心・安全な居場所を増やす」29.3%、「困難を抱える子ども、若者、家庭を支援する」27.3%、「困難を抱える子ども、若者、家庭を支援する」27.3%と、他は以下のとおりです。



## 4. アンケート結果からの考察

### (1) アンケート結果から見える課題

「あなたの生活アンケート」及び「こども・若者の意識と生活に関するアンケート」の結果から見えてきた課題は以下のとおりです。

#### ① 食事の孤立

- 小学5年生と中学2年生の間で、特に朝食時に「ひとりで食べている」こどもの割合が増加している。
- 夕食時に家族と一緒に食事をする割合は高いが、一定のこどもが「ひとりで食べている」、または「こどもだけで食べている」。

#### ② 家族とのコミュニケーション不足

- 小学5年生、中学2年生ともに、家族と学校や将来のことについて話す割合が減少している。特に中学2年生で「話さない」と回答した割合が増加している。

#### ③ 家族内の問題や心配事

- 小学5年生、中学2年生ともに「兄弟・姉妹の仲が悪い」ことを心配しているこどもがいる。
- 保護者も同様の問題を抱えている。

#### ④ 学用品の不足

- 保護者の認識とこどもの実感に差がある可能性がある。

#### ⑤ 心のケア不足

- 心を許して話せる人がいないと感じるこどもが一定数いる。
- 自分によいところがあると感じない、または今の自分が好きではないと感じるこどもがいる。

#### ⑥ 生活満足度と将来の不安

- 生活に対する満足度はおおむね高いが、将来についての夢や目標がないと感じる中学2年生の割合が増加している。特に「将来の生活」や「就職・仕事」についての悩みや不安を抱える若者が多い。

### ⑦ 地域支援と居場所の不足

- 無料や安価で食事や学習支援を提供する施設の利用意向がある一方で、保護者の利用意向が低い。
- 放課後や休みの日に安心して過ごせる場所の需要が高い。

### ⑧ 行政への関心と地域活動の参加率

- 行政への関心が低い若者が一定数いる。
- 地域活動や行事への参加が少ない若者が多い。

## (2) 課題に対処するための方策

アンケートから見られた課題に対し、対処するため、以下の対策が考えられます。これらの対策を通じて、こどもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えることが重要です。

### ① 食事時間の共有促進

- 家族と一緒に食事をする時間を増やすための啓発活動など

### ② 家族間のコミュニケーション向上

- 親子でコミュニケーションをとるためのワークショップやイベントの開催など

### ③ 心のケア支援

- 学校内外でのカウンセリングサービスや心のケアプログラムの導入など

### ④ 学用品支援

- 学用品の支援プログラムや寄付活動の促進など

### ⑤ 地域支援施設の整備

- 子ども食堂や無料の学習支援施設の設置と利用促進など

## 5. アンケート調査による現状値

こども大綱における目標・指標		綾町こども調査結果からの現状					
目標	国の目標値%	綾町現状値%	【目指す社会】こどもまんなか社会				
「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合 全体	70%	61.8%	心身ともに健やかに成長できる				
「生活に満足している」と思うこどもの割合 (well Beingの高さ)	70%	●小学5年生 57.1% ●中学2年生 59.1%	個性や多様性が尊重され尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。				
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	70%	55.6%	様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる。				
社会的スキルを身につけているこどもの割合 (他人とのコミュニケーション能力) うまくいっている・だいたいうまくいっているの合計	80%	●小学5年生 87.5% ●中学2年生 89.8%	夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる。				
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 とても思う・思うの合計	90%	67.8%	固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる				
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 ころころを焦点に、相談できる人話せる人がいると置き換える	97.1% (現状維持)	68.7%	不安や悩みを抑えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。				
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合 とても思う・思うの合計	70%	67.2%	虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困におちいったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。				
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 聴いてもらえる・ある程度は聴いてもらえるの合計	70%	51.3%	自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる				
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 小85.7%、中69.4%、15歳以上52.6%	80%	52.6%	働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望をもつことができる				
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合 社会のために役立つことをしたい とても思う・思うの合計	55%	74.3%	円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる				
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う人の割合 問34 綾町が好きと回答76.3%のなかでの比率	70%	13.2%	希望するキャリアをあきらめることなく仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。				
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	●小5保護者 82.4% ●中2保護者 67.9%	社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。				

指標	令和元年 現状値	令和6年 現状値	令和7年 推計値	令和8年 推計値	令和9年 推計値	令和10年 推計値	令和11年 推計値
安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合		87.9%					
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ※是非及びできればの合計		62.9%					
合計特殊出生率 実績と推計	1.76	1.53	1.48	1.48	1.39	1.35	1.31
夫婦の平均理想/予定こども数		3.2%	1人				
		42.9%	2人				
		44.4%	3人				
		7.9%	4人以上				
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合		64.0%					

目指す社会：こどもまんなか社会

## 第4章

### 第2期計画最終評価

## 第4章 第2期計画最終評価

### 1. 計画の推進

令和元年度に策定された第2期綾町子ども・子育て支援事業計画書 73 頁、第7章 計画の推進体制において、次のように記載しています。

#### 第7章 計画の推進体制 4 計画の推進管理

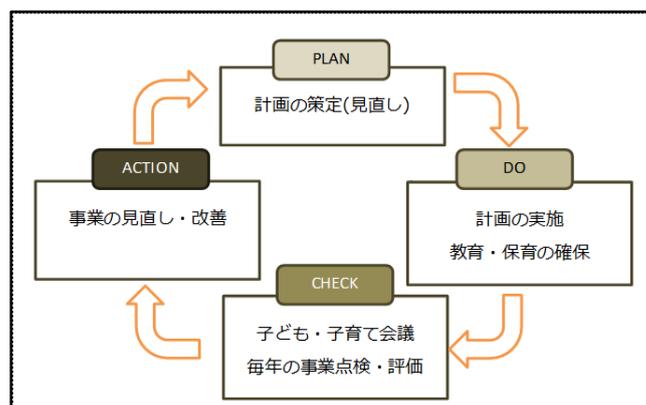
この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このように、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課において施策の進行状況について把握・評価を行い、必要と認めるときはこれを変更することや、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、事業の見直し・改善を行うこととします。

### 2. 点検・評価

#### (1) 評価判定の基本的な考え方

厚生労働省は、「こども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでの PDCA サイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。こうした指針を基に、今回本町では、内部評価（行政関係部署による個別事業の成果確認）を実施し、総合評価として、個別事業を束ねた施策レベル、さらに計画全体の評価を実施しました。これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。



## (2) 評価の方法

### ① 内部評価

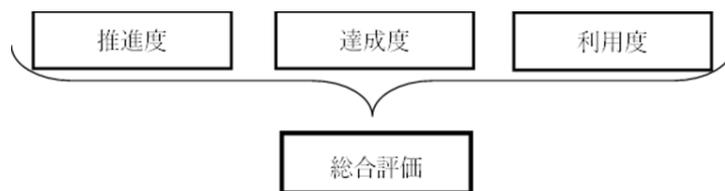
施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に施策の分析をします。

特に、内部評価では「利用度」の理解が難しいため、「利用度、利用状況把握度」の視点で評価としました。その根拠は下記のとおりです。

- 利用者に関する情報や、利用状況に関する情報等を定量的に把握、分析できること。
- 庁内で事業内容の利用状況が確認されることで、PDCAに基づいた事業推進がなされていると評価でき、事業の成果評価基準の確保のためには、「推進度」、「達成度」に加え「利用状況把握度」を把握する必要があること。

### ② 総合評価

「推進度」「達成度」「利用状況把握度」に基づき、総合的に評価します。



### ③ 分析の種類

内部評価の種類は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

#### 【推進度】

- A：十分に推進されている
- B：概ね推進されている
- C：あまり推進されていない
- D：推進していない
- E：事業完了もしくは中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

#### 【達成度】

- A：十分に達成されている
- B：概ね達成されている
- C：あまり達成されていない
- D：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
- E：完了・事業中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

**【利用度】**

- A：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
- B：概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
- C：あまり利用状況の把握はなされていない
- D：利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない
- E：完了・事業中止もしくは廃止  
(中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

**④ 追加項目**

新型コロナウイルスの影響についての項目を加えました。

**⑤ 事業推進過程評価の判定方法について**

内部評価全体における事業推進過程評価の判定方法は次のとおりです。

- A： 「推進」「達成」「利用」の全てにおいてA判定である。
- A： 事業が完了している。
- B： 「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。
- B： 「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。
- B： 全てにおいてB判定である。
- C： 「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。
- C： 「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。
- C： 全てにおいてC判定である。
- D： 「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。
- E： 事業中止もしくは事業廃止されている。

### 3. 内部評価の実施について

#### (1) 施策体系

第2期計画の施策体系に基づき、内部評価を実施しました。



## (2) 内部評価表

下表は、第2期計画の基本目標ごとに設定された個別事業の最終評価表です。

### 【基本目標2】地域における子育て支援サービスの充実

【基本目標2】地域における子育て支援サービスの充実								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)教育・保育サービスの充実								
	①保育所受入児童の拡充 (平日の保育サービス)	教育総務課 福祉保健課	B	A	B	B		新生児の出生数減に伴う各保育所の利用定員見直し
	②特定保育	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B	綾幼稚園で1号認定を受けている児童の一時預かりを実施している。	令和7年度より綾保育園が認定こども園に移管するため、一時預かり保育を実施する。
	③延長保育・土曜保育等の保育サービスの実施	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		利用者のニーズに対応するように調整する。
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実								
	①放課後や週末等の居場所づくりの推進	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		職員を確保し、充実した環境づくりに努める。
	②様々な社会資源や団体の連携による 児童健全育成の取り組み	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		幼保小中連携協議会を開催し、情報連携を行う。
	③健全育成の拠点としての児童館活動の 充実	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		職員を確保し、充実した環境づくりに努める。
	④夏季及び冬季の休業日等における児童の 居場所づくり	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		夏休み・冬休み・春休みの長期休暇にも開設する。
	⑤地域子育て世代間交流の推進	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		子育ての情報共有の場として、イベントを開催し、育児相談にも対応する。

### 【基本目標3】母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

【基本目標3】母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)子どもや母親の健康の確保								
	①乳幼児、新生児訪問、保健指導等の充実	福祉保健課	B	A	B	B	妊婦訪問は希望を伺い初産婦を中心に実施。乳児全戸訪問では全戸に乳幼児相談や健診の案内を実施。保護者の考えや希望によって健診受診を希望されない家庭もあった。	乳児相談の在り方について産後ケアを含めた実施方法の検討が必要。 幼児歯科健診の個別医療機関での実施の検討が必要。
	②妊産婦・出産包括支援事業	福祉保健課	B	A	B	B	母子手帳発行数は年々減少している。妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診への助成を実施した。	出生数を増やせる取り組みや現在の実施事業について広く発信することが必要。 健診受診勧奨と併せて、未受診者に対して今まで通り手厚いフォローが必要。
(2)「食育」の推進								
	①発達段階に応じた食に関する学習機会や 情報の提供	福祉保健課	B	A	B	B	乳児相談や健診など健康センター事業の中で、ライフステージに応じた食に関する情報提供を実施した。	情報提供できない人の取りこぼしがないよう検討が必要。
	②食事づくり等の体験活動充実	福祉保健課	B	A	B	B	令和5年3月に綾町オーガニック給食の推進に関する条例を制定し、子どもたちの健やかな成長、地産地消の推進を図った。	綾町の子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付ける過程において、食は重要な要素であり、給食は、食育の観点から教育における重要な役割を担っている。
	③食に関する学習の機会や情報提供	福祉保健課	B	A	B	B	令和5年3月に綾町オーガニック給食の推進に関する条例を制定し、子どもたちの健やかな成長、地産地消の推進を図った。	取組生産者等と連携し、綾町オーガニック給食の推進に関し、町民に広く普及啓発する。

【基本目標3】母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(3)思春期保健対策の充実								
	①性に対する正しい知識の普及	教育総務課	B	B	B	B		性や命の大切さに関する教育の実践等について各学校と連携を図り、行政として協力できる対策を検討します。
	②喫煙や薬物に関する教育	教育総務課	B	B	B	B		たばこや薬物の危険性について、正しい知識を身につけさせるため、関係機関、学校が連携した指導を推進します。
	③学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	教育総務課	B	B	B	B		教育相談や問題行動に対するチーム支援対策の確立を目標にします。
(4)小児医療の充実								
	①小児医療の充実	福祉保健課	B	B	B	B		現状の施策内容を維持・充実させます。
	②小児救急医療の充実	福祉保健課	A	B	B	B		現状の施策内容を維持・充実させます。

### 【基本目標4】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本目標4】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)次代の親の育成								
	①子どもを産み育てることの意義に関する教育	教育総務課	B	B	B	B		男女が互いの人権を尊重し、共に支え合う社会を目指して、強化・特別活動等を通じた指導の推進に努めます。
	②中学生の乳幼児ふれあい体験	教育総務課	B	B	B	B	町内の幼稚園、保育園、保育所などの職場体験活動を計画し体験活動を実施した。	職場体験教育を通じた体験活動を実施していく
(2)子どもの生きる力に向けた学校教育等の整備								
	①豊かな心の育成	教育総務課	B	B	B	B		「総合的な学習の時間」を中心に、外部からの人材を積極的に活用し、学習内容の充実に努めます。
	②信頼される学校づくり	教育総務課	A	A	A	A	地域社会に貢献する取り組みや地域と協働した授業など地域に根付いた取り組みを行っている。また、学校運営協議会では地域住民を委員として委嘱し学校の経営方針を示し意思疎通を図っている。	前年度に引き続き学校運営協議会や地域支援学校ボランティア活動を積極的に行い地域と学校との協働した学校運営を行う。
	③幼児教育の充実	教育総務課	B	B	B	B		保育所、幼稚園、小学校の関係者が保育や教育の内容について共通理解が図られるよう努めます。

【基本目標4】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(3)家庭や地域の教育力の向上								
ア. 家庭教育への支援の充実								
	①家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	社会教育課	C	C	D	D		学習の場の提供や学習の機会を捉えて、情報提供ができるよう検討していきます。
	②子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備	社会教育課	C	B	C	C		必要に応じて、事業提供に向け検討していきます。
イ. 子育てサポートの支援								
	①地域における子どもの多様な体験活動の充実	社会教育課	B	B	D	C		多様な体験活動の機会を充実させ、地域や世代間の交流をより一層深める活動を推進します。
		教育総務課	A	A	A	A	綾町のフールドを生かしたふるさとキャリア教育を実践している。また、夏休みに登録日を設け地域住民との体験活動などを行った。	
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進								
	①子どもを取り巻く有害環境対策の推進	社会教育課	C	D	C	D		年2回、警察、民生児童委員や社会教育指導員により、コンビニ、書店等の立ち入り調査を実施するなど、継続した事業の推進を図っていきます。また、SNSなどの使用についても学校との連携を図り、子どもを有害環境から守っていきます。

### 【基本目標5】子育てを支援する生活環境の整備

【基本目標5】子育てを支援する生活環境の整備								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)良質な公営住宅の確保								
	①良質な住宅の確保	財政課	D	D	D	D	公営住宅等長寿命化計画に基づき防水改修工事などの長寿命化を行っている。	長寿命化計画に基づいて、良質な住宅を確保していく。
(2)安心・安全なまちづくりの推進								
	①安全・安心なまちづくりの推進	町民生活課	B	A	B	B		パトロール隊員の高齢化。隊員の確保を図る。
		総務課	B	A	B	B		

### 【基本目標6】職業生活と家庭生活の両立の推進

【基本目標6】職業生活と家庭生活の両立の推進								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し								
	①多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	福祉保健課	C	B	C	C		労働者・事業主・地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発・情報提供を積極的に推進し、父親が子育てに喜びを感じる機会が多くなるよう、イベント等に積極的な働きかけを推進します。
(2)仕事と子育てをする上での責任の両立								
	①仕事と子育てをする上での責任の両立、またその社会資源の活用	教育総務課 福祉保健課	C	C	D	D		働き方の多様性に伴い、現状の施策内容を充実させます。
	②仕事と子育てをする上での責任や両立支援のためのセミナー、会議の開催等	教育総務課 福祉保健課	C	D	D	D		現状の施策内容を充実させます。

【基本目標7】子ども等の安全の確保

【基本目標7】子ども等の安全の確保								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用率	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進								
	①交通安全教育の実施	総務課	B	A	B	B	適期実施した	交通指導員の高齢化が進んでいるため、後進の指導員の確保を図る。
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進								
	①犯罪・事故等の被害から子どもを守るため 取組	総務課	B	A	B	B	通年で実施した	パトロール隊員の高齢化。隊員の確保を図る。
	②インターネットに係る犯罪被害の防止対策	総務課	C	C	C	C	重大事案があれば、その都度啓発。	現状維持。
		教育総務課	B	B	B	B	学校でインターネット利用に関する教育を参観日に保護者を交えて行い犯罪等に巻き込まれない指導を行った。	児童生徒や保護者を対象としたインターネット活用について研修会等を行う。
	③「子ども110番の家」等防犯ボランティア活動の支援	教育総務課	B	B	B	B		子どもの退避確保のために、「子ども110番」設置者の拡充に努めます。

【基本目標8】要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【基本目標8】要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用率	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)児童虐待防止対策の強化								
	①虐待防止ネットワーク (早期発見・早期対策)	教育総務課 福祉保健課	B	B	B	B		関係機関と連携を図り、随時ケース会議を開催し対応します。
	②子ども家庭総合支援拠点の整備	福祉保健課	C	C	C	C		子育て相談窓口の周知。
(2)障がい児施策の充実								
	①障がい通所支援・障がい相談支援	福祉保健課	A	A	B	B		関係機関との連携を強化し、適切にサービスにつながります。
	②補装具等の支給	福祉保健課	A	A	B	B		関係機関との連携を強化し、適切にサービスにつながります。

【基本目標9】子どもの貧困対策を推進する環境づくり

【基本目標9】子どもの貧困対策を推進する環境づくり								
項目	個別事業	担当課	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
(1)子どもの教育・学習支援の充実								
	①寄り添い型学習支援事業	教育総務課	B	C	B	C	小・中学校では支援員を配置し、困り感のある児童生徒に対し寄り添い学習支援を行っている。	現状の把握に努め、自立に向けた支援の体制を整えます。
(2)生活支援・就労支援の充実								
	①進学支援・就学継続支援	教育総務課	A	A	A	A	進学支援では育英会資金の貸付事業の広報を町内全世帯に配布し案内を行っている。就学支援では、小中学校全児童生徒に就学援助の申込用紙を配付し随時申込受付を行っている。また、高校生等にも交通費の2/3程度の給付金を支給し、子育て世帯の支援を行った。	前年度事業を継続して就学支援を行います。
(3)経済的支援の充実								
	①生活基盤を整える現金給付	福祉保健課	A	A	A	A	臨時給付金等の支給により、低所得世帯への支援を行った。	国からの給付金等が継続して実施した際は、迅速に対応します。
	②子育て世帯への経済的支援等	福祉保健課	A	A	A	A	臨時給付金等の支給により、低所得世帯への支援を行った。	医療費無償化(高校生検討中)
(4)ひとり親家庭等の自立支援の推進								
	①ひとり親家庭医療費の扶助	福祉保健課	A	A	A	A		役場窓口と連携を図り、現状を維持・充実させます。
	②ひとり親家庭の入学時助成	福祉保健課	A	A	A	A		前年度事業を継続して就学支援を行います。
(5)関係機関等との連携強化								
	①民生委員・児童委員 主任児童委員	福祉保健課	A	A	A	A	災害時の対応や高齢者の独居世帯への訪問など実施している。	災害時に消防団等との連携。
	②乳児期・幼児期・小学校の連携	教育総務課	A	A	A	A	令和6年度に幼保の所管を教育委員会に事務委任し、更なる連携に努めた。	今後も、小学校・中学校と認定こども園・幼稚園・保育所との連携・交流を推進するために、事例等の情報提供や環境を整え、支援体制の確保を図ります。また、0歳児から2歳児、3歳児から5歳児の取組の連携については、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業者との契約等の締結を町独自で定め、双方の適切な連携を担保しつつ、環境を整備していきます。
		教育総務課	B	B	B	B	幼保小中が連携した研修会を年2回実施し幼保小中の連携を図り、アプローチプログラムやスタートカリキュラムを実践している。また、一貫したふるさとキャリア教育を実践している。	幼児教育部門が教育委員会に事務委任され、更にきめ細かな連携を図ります。(専門部会、担当者会の開催等)

## 第5章

# 計画の基本的な考え方

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

**豊かな自然の中で こども達を健やかに  
生み育てるまち 綾**

本町においては、こども・子育て支援について、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提とし、変化するこども・子育てを取り巻く環境に対応しながら、家族や地域の子育て力の低下を踏まえ、新たな支え合いの仕組みを構築することを目的とし推進してきました。

前回の計画において、住民と行政が一体となり子育てを中心としたまちづくりを推進しています。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、地域や企業も協力して子育てを応援することで、安心して子育てができ、こどもたちが健やかに育つまちづくりを目指しています。

### 2. 基本的方向性

本町では、基本理念を実現するため、以下の4つの基本的方向性のもと、前計画にて推進してきた9つの基本目標を継承し、本計画を推進します。

**基本的方向性Ⅰ  
こども・若者の権利と安全を守る**

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

## 基本的方向性2 親と子の健康づくりに取り組む

心のケア不足を解消することは、親子の健康づくりにおいて非常に重要な要素です。そのためには、親子間のオープンなコミュニケーションはお互いの感情や思いを理解する助けになります。

また、親子の時間を大切にしよう一緒に過ごす時間を増やし、共同の活動を通じて絆を深めることが心のケアにつながります。

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。

さらに、こどもの急な病気等に対応できるよう小児医療体制の確保を図ります。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

## 基本的方向性3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

また、家庭間のコミュニケーション向上を目指すことは、家族の絆を強化し、こどもの成長や発展を支える上で非常に重要です。

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

## 基本的方向性4 こども・若者を地域全体で育む

地域全体でこども・若者を育むための基本的な方向性を持つことは、地域支援と居場所の不足を解消するための効果的な手段となり得ます。

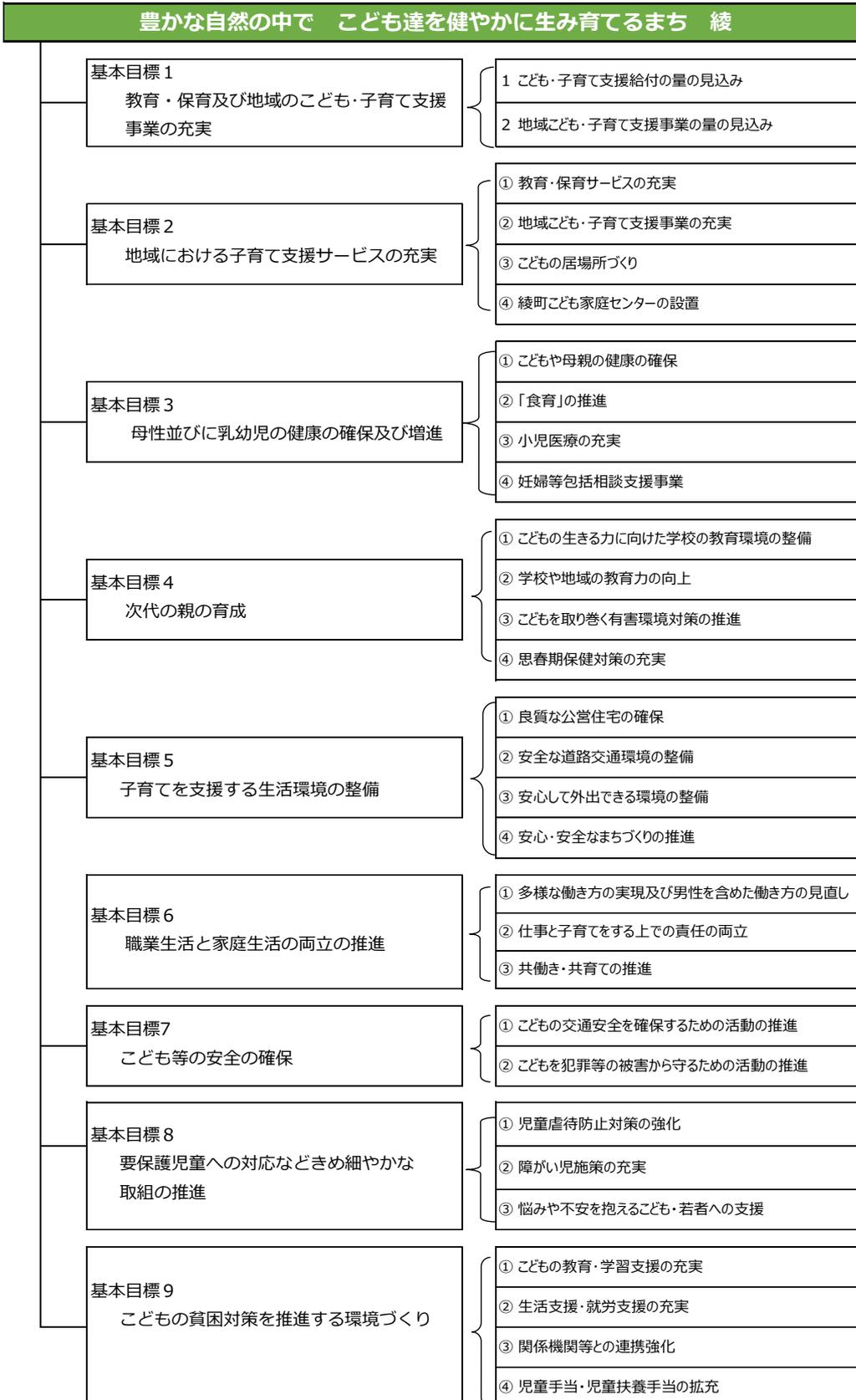
安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域コミュニティの核となる学校づくりや家庭の教育力の向上に努めます。

また、就労形態の多様化に対応し、企業等の取組を支援するなど、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

### 3. 施策体系

第2期計画の施策体系を継承し、国の基本指針を踏まえて、追加等が必要な項目について検討を加えて下記のように設定します。

基本理念



## 第6章

### 第3期計画 事業量推計

## 第6章 第3期計画 事業量推計

### 基本目標Ⅰ 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

#### 量の見込み算出にあたって

##### (1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、市町村は区域ごとに事業の必要量を算出し、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町は、国の基本指針の考え方を基に、少子化の進行に柔軟な対応ができるよう利用者の利便性に配慮し、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るため、教育・保育施設等は、「1提供区域」と設定します。

教育・保育提供区域	「1提供区域」
地域こども・子育て支援事業 提供区域	全区域

##### (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、本町に居住するこどもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、原則、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
1号認定	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定		必要とする	○	○	○	
3号認定	0～2歳児	必要とする		○	○	○

※教育標準時間認定とは、1日4時間程度の幼児教育の時間のことです。

※2号、3号の保育認定には、1日11時間までの保育標準時間と、1日8時間までの保育短時間があります。

## 1. こども・子育て支援給付の量の見込み

下表は、令和6年度の実績を踏まえ、第3期計画(令和7年度～令和11年度)の特定教育・保育「給付」に係る需要と供給目標値です。各年度における教育・保育提供の量の見込みは、(必要利用定員総数)として設定され、2号の不足分については、1号の利用定員と併せて設定しています。

なお、①-②や、③-④など、差し引き後に0、またはマイナス値は充足されることを表しています。

### (1) 1号、2号認定

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	1号認定			2号認定				
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	①-②	量の見込 (需要量)③	内訳		確保方策 (供給量) 目標値④	③-④
					教育 ニーズ	保育 ニーズ		
R7	7	30	-23	113	11	102	161	-48
R8	6	30	-24	98	9	89	161	-63
R9	5	30	-25	80	8	72	161	-81
R10	4	30	-26	68	7	61	161	-93
R11	4	30	-26	65	6	59	161	-96

### (2) 3号認定0歳児、1-2歳児

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	3号認定(0歳児)			3号認定(1-2歳児)		
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	①-②	量の見込 (需要量) ③	確保方策 (供給量) 目標値④	③-④
R7	25	30	-5	56	78	-22
R8	25	30	-5	54	78	-24
R9	25	30	-5	58	78	-20
R10	25	30	-5	57	78	-21
R11	25	30	-5	55	78	-23

#### 【確保方策の内容】

- 1号認定、2号認定の供給量は充足されます。令和7年度以降も事業の充実を図ります。
- 3号認定は、0歳児、1・2歳児ともに、供給量は充足されます。令和7年度以降も事業の充実を図ります。

## 2. 地域こども・子育て支援事業の量の見込み

### (1) 時間外保育事業(延長保育事業)

時間外保育事業(延長保育事業)は、通常の保育時間外にこどもを預かるサービスです。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	時間外保育事業(延長保育事業)			
	量の見込(人) (需要量) ①	確保方策(人) (供給量) ②	確保方策(ヶ所) (実施箇所) ③	①-②
R7	87	87	4	0
R8	79	79	4	0
R9	72	72	4	0
R10	66	66	4	0
R11	64	64	4	0

#### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も必要時に対応できるように、供給量を各施設が確保していきます。

### (2) 幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業

幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業は、主に保護者の就労や急な用事などで、一時的にこどもを預ける必要がある場合に利用できるサービスです。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業				
	量の見込(人日) (需要量) ①	1号認定	2号認定	確保方策(人日) (供給量) 目標値 ②	①-②
R7	1,680	1,680	0	1,680	0
R8	1,680	1,680	0	1,680	0
R9	1,680	1,680	0	1,680	0
R10	1,680	1,680	0	1,680	0
R11	1,615	1,615	0	1,680	-65

#### 【確保方策の内容】

- 量の見込み及び量の確保数については、年間の延べ許容数を記載しています。令和7年度以降も施設との協議により、必要時に対応できるように供給量を確保していきます。

**(3) 地域子育て支援拠点事業**

地域子育て支援拠点事業は、地域全体で子育てを支援するための取り組みです。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	地域子ども・子育て支援拠点事業			
	量の見込(人日) (需要量) ①	確保方策(人日) (供給量) 目標値②	確保方策(箇所) (供給量) 目標値	①-②
R7	700	700	1	0
R8	700	700	1	0
R9	700	700	1	0
R10	700	700	1	0
R11	700	700	1	0

**【確保方策の内容】**

- 綾町子育て支援センターにて実施しており、令和7年度以降も供給体制を確保していきます。

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)**

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児期の家庭を対象に、健康診断や健康相談、子育て支援などを行う事業で、乳児の健康状態を早期に把握し、適切な支援を提供することを目的としています。

また、家庭全体の健康状態や子育ての状況を把握し、必要な支援を行うことで、子育ての負担を軽減し、こどもの健やかな成長をサポートします。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	乳児家庭全戸訪問事業		
	量の見込(人) (需要量) ①	確保方策 (対応数) (供給量) 目標値②	①-②
R7	30	30	0
R8	30	30	0
R9	30	30	0
R10	30	30	0
R11	30	30	0

**【確保方策の内容】**

- 令和7年度以降も、赤ちゃん訪問員と連携し、全戸訪問を継続します。

**(5) 妊婦健康診査事業**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関で定期的に健康診査を受けるもので、健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	妊婦健康診査事業		
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策 （対応数） （供給量） 目標値②	①－②
R7	30	30	0
R8	30	30	0
R9	30	30	0
R10	30	30	0
R11	30	30	0

**【確保方策の内容】**

- 令和7年度以降も、妊婦の健康の保持及び増進を図っていきます。

**(6) 養育支援訪問事業**

養育支援訪問事業は、子育て中の親が孤立しないよう、子育ての負担を軽減することを目指し、子育てをサポートするための地域の支援活動の一つです。養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行います。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	養育支援訪問事業		
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） 目標値②	①－②
R7	2	2	0
R8	2	2	0
R9	2	2	0
R10	2	2	0
R11	2	2	0

**【確保方策の内容】**

- 令和7年度以降も養育支援が必要な家庭に対して、訪問・支援を継続していきます。

### (7) 利用者支援事業(母子保健型)

「利用者支援事業(母子保健型)」は、綾町健康センターで実施しており、母子保健サービスを提供する事業です。妊娠中の健康管理、出産後のケア、子育て支援などを行います。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	利用者支援事業		
	量の見込(箇所) (需要量) ①	確保方策(箇所) (供給量) 目標値②	①-②
	R7	1	
R8	1	1	0
R9	1	1	0
R10	1	1	0
R11	1	1	0

#### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も母子保健型の推進を図っていきます。

### (8) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業

病児保育：地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、看護師等がいる保育所併設施設などでお預かりするものです。

また、保育中に体調不良となった児童に対し、保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

病後児保育：通園中の病気の回復期にある集団生活が困難なこどもを、看護師等がいる保育所併設施設などでお預かりするものです。

※本町では小学6年生までが対象です。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	病児・病後児保育事業				①-②
	量の見込(人) (需要量) ①	確保方策(人日) (供給量) 目標値 ②	内訳		
			病児・病後児保育 事業(人日)	子育て援助活動支援 事業(人)	
R7	485	520	520	0	-35
R8	442	520	520	0	-78
R9	405	520	520	0	-115
R10	371	520	520	0	-149
R11	358	520	520	0	-162

#### 【確保方策の内容】

- 令和7年度以降も、病児・病後児保育の需要については、看護師や保育士を確保し、供給量を確保していきます。

**(9) ファミリー・サポート・センター事業**

ファミリー・サポート・センター事業は、家族を支援するためのさまざまなサービスやプログラムを提供する取組です。子育て支援、高齢者ケア、家庭内暴力防止、経済的支援などが含まれます。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	ファミリー・サポート・センター事業		
	量の見込(人) (需要量)	確保方策(人) (供給量)	①-②
	①	目標値②	
R7	5	5	0
R8	5	5	0
R9	5	5	0
R10	5	5	0
R11	5	5	0

**【確保方策の内容】**

- 本町・宮崎市・国富町が「宮崎市男女共同参画センター・パレット」にて行っている事業で、令和7年度以降も、ニーズ状況を把握しながら、供給量を確保していきます。

**(10) 放課後等児童健全育成事業**

放課後等児童健全育成事業は、日本の教育制度の一環として、学校の放課後や休日に児童・生徒が安全かつ有意義に過ごせるようにするための事業です。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】****●低学年**

年度	放課後児童健全育成事業(学童保育)低学年						
	量の見込(人) (需要量) ①	内訳			確保方策(人) (供給量) 目標値②	確保方策(箇所) (供給量) 目標値	①-②
		1年生	2年生	3年生			
R7	70	32	22	16	70	1	0
R8	68	31	21	16	70	1	-2
R9	68	32	21	15	70	1	-2
R10	65	30	21	14	70	1	-5
R11	65	30	20	15	70	1	-5

## ●高学年

年度	放課後児童健全育成事業（学童保育）高学年						
	量の見込（人） （需要量） ①	内訳			確保方策（人） （供給量） 目標値②	確保方策（箇所） （供給量） 目標値	①－②
		4年生	5年生	6年生			
R7	18	6	6	6	0	0	18
R8	15	5	5	5	0	0	15
R9	14	5	5	4	0	0	14
R10	14	5	5	4	0	0	14
R11	15	5	5	5	0	0	15

## 【確保方策の内容】

- 放課後等児童健全育成事業の定員は70人ですが、需要に対して、現在、施設では安全・安心した施設運営を図るため、令和7年度以降もニーズや利用状況等を見ながら検討していきます。また、高学年の需要も見込まれますが、低学年の利用者を優先的に取り組んでいきます。

## (11) 子育て短期支援事業

子育て支援センターで一時預かりする事業です。

## 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	一時預かり保育事業		
	量の見込（人） （需要量） ①	確保方策（人） （供給量） ②	①－②
	R7	760	760
R8	760	760	0
R9	760	760	0
R10	760	760	0
R11	760	760	0

## 【確保方策の内容】

- 綾町子育て支援センターで実施しており、令和7年度以降も供給体制を確保していきます。

**(12) 子育て世帯訪問支援事業(新規)**

子育て世帯訪問支援事業は、子育て中の家庭が直面するさまざまな課題に対処し、より良い育児環境を提供することを目的とし、子育てをしている家庭を支援するための事業です。

専門家や支援者が子育て世帯の自宅を訪問し、育児のノウハウや相談を提供します。また、子育てに関する情報提供や、子育て世帯同士の交流の場を提供することもあります。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	子育て世帯訪問支援事業		
	量の見込(人) (需要量) ①	確保方策(人) (供給量) 目標値②	①-②
	R7	2	2
R8	2	2	0
R9	2	2	0
R10	2	2	0
R11	2	2	0

**【確保方策の内容】**

- 養育不安の解消や家庭環境の改善を図るために、供給量を確保します。

**(13) 妊婦等包括的相談支援事業(新規)**

妊婦等包括的相談支援事業は、妊婦や新生児、乳児、幼児を対象とした包括的な相談支援サービスです。健康、福祉、教育、子育て支援など、多岐にわたる分野での相談を受け、家庭のニーズに応じた支援を行います。

**【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】**

年度	妊婦等包括的相談支援事業		
	量の見込(回) 妊娠届け出数 ①	確保方策(人) (供給量) 目標値②	①-②
	R7	90	90
R8	90	90	0
R9	90	90	0
R10	90	90	0
R11	90	90	0

※令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援としての事業の制度化

※妊娠届け出数×3回を量の見込みとする

**【確保方策の内容】**

- 妊娠届出時の面談や、妊娠8か月頃のアンケート及び面談、新生児期から生後2か月頃の面談(新生児・乳児訪問)において、さまざまなニーズに応じた伴走型相談支援を行います。

### (14) 産後ケア事業(宿泊型・通所型)(新規)

産後ケア事業は、家族全体の健康と幸福を促進することを目的とし、新生児と母親の健康をサポートするためのさまざまなサービスやプログラムを提供する事業です。これには、新生児の健康診断、母親の健康管理、育児のサポート、精神的なサポートなどが含まれます。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	産後ケア事業 延べ人数		
	量の見込 (人/日)	確保方策 (人/日)	①-②
	推計産婦数①	目標値②	
R7	5	5	0
R8	5	5	0
R9	5	5	0
R10	5	5	0
R11	5	5	0

【利用の見込み(人/日)】算出基礎

A 推計産婦数(人) × (C 利用見込み産婦数 / B 全産婦数) × 平均利用日

#### 【確保方策の内容】

- 宿泊型、通所型の産後ケア事業により産後うつ防止を図ります。

### (15) 乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)(新規)

保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる通園制度です。

乳児又は満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を預かるとともに、保護者に情報提供、助言その他の援助を行います。

#### 【令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策】

年度	年齢	乳児等通園支援事業 延べ人数/年間		
		量の見込 (必要定員数) (人) ①	確保方策 (必要定員数) (人) ③	①-②
R7	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	0	0
R8	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	1	1	0
R9	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	1	1	0
R10	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	1	1	0
R11	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	1	1	0

#### 【確保方策の内容】

- 令和8(2026)年度からスタートする事業です。  
本町では、令和8年度から受け入れ体制を整えます。

## 第7章

# こども・若者支援に関する事業の展開

## 第7章 こども・若者支援に関する事業の展開

### 基本目標2 地域における子育て支援サービスの充実

#### (1) 施策の方向性

本町では「綾町のこどもは15年のスパンで育てる」ことを念頭に置き、幼保小中連携に力を入れています。

小・中学校では、平成26(2016)年にユネスコエコスクールに加盟承認されて以来、持続可能な開発のための(E S D※)に取り組んでいます。この教育システムを推進するため、本町の良さを認識する教育活動を意図的に展開すること、こども達に最適な教育環境を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことに重点を置きます。

幼児期は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの向上にとって重要な時期であり、不安なときなど身近な大人の寄り添いや安心感をもたらす経験の繰り返しなど、こどもの育ちに必要な愛着の形成が不可欠です。このため、保育従事者の研修など幼児教育・保育の質の向上に取り組むと共に、保育人材の育成や確保等に取り組めます。

学童期は、こどもにとって身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む重要な時期です。学校を単に学ぶだけの場とするのではなく、こどもにとって大切な居場所のひとつとなるよう学校生活の充実を図るとともに、学力の向上や体力づくりなど未来を担うこども達を育成します。

さらに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ及び児童館並びに放課後子ども教室の計画的な運営を進めます。

#### (2) 施策の具体的内容

##### ① 教育・保育サービスの充実

- 延長保育、土曜保育、病後児保育等のニーズに応え、広く町民が利用しやすい保育サービスを充実させます。
- 中坪保育所は建築から32年が経過し老朽化が著しいため、大規模改修(床改修・壁紙・建具・厨房改修・LED化・トイレ改修・テラス・アプローチ屋根等)を行い、安全で快適な保育環境を整えます。
- 幼保小中の教職員が定期的に集まり、特別支援教育充実のための研修会や各所属が抱える課題や町内の児童生徒の課題解決のための研修会を行います。

---

※ESDとは、Education for Sustainable Developmentの頭文字を取った言葉で、持続可能な開発のための教育のことです。環境や貧困、資源などの問題を主体的に引き受け、行動し、持続可能な社会を実現する力を育むことを目標として掲げたものです。

- 小・中学校では、町が雇用する常勤・非常勤講師が個に応じた学習形態の工夫を行い、基礎的な知識や技能を習得させます。
- ICT支援員を配置し、教職員の授業改善を行い、教育効果を一層高めていくことで確かな学力を育成します。
- 外国語指導助手による外国語教育の充実に努めます。
- 1小1中ならでの教育課程編成を行い、本町ならでのキャリア教育を確立します。
- 立腰教育・生活習慣の確立、フッ化物洗口を幼保小中一環で行います。

## ② 地域こども・子育て支援事業の充実

- ユネスコエコパーク内にある「ユネスコエコスクール」として、持続可能な開発のための教育（ESD）に積極的に取り組みます。
- イオンの森里山復元プロジェクトを、中学生の環境学習の場として位置づけ積極的に推進します。
- 地域のつなぎ手（グローバル人材）の育成を目指し、社会教育と連携し、コミュニティ・スクールの構築を目指します。
- 自治公民館活動、子ども会活動、スポーツ少年団活動など学校外活動との連携を深め、継続していきます。
- 学校教育・公民館活動の中で、自然・歴史・文化などに関する体験的な郷土学習を推進します。

## ③ こどもの居場所づくり

- こども達が安全・安心に放課後を過ごすために、放課後子ども教室の充実を図ります。
- 放課後や週末等に児童が安全かつ自由に遊べる居場所として児童クラブの充実を図ります。

## ④ 綾町こども家庭センターの設置

- こどもの幸せを第一に考え、全ての子育て家庭が安心して子育てができ、こどもの健全な成長を地域全体で見守れるよう、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として相談支援を実施するとともに、子育て支援サービスの実施を推進します。
- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、福祉、保健・医療、教育等から継続して一体的に相談支援を行い、切れ目なく・漏れなく対応することを目的として「綾町こども家庭センター（仮称）」を設置します。
- 「綾町こども家庭センター（仮称）」を設置するために、センター設置場所（綾町健康センター）の効果的なレイアウト・増改築を検討し、相談スペースの確保を図ります。

## 基本目標3 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

### (1) 施策の方向性

こどもの健やかな育ちには、乳幼児期からの定期的な健康診査や医療体制の確保が必要です。妊娠期から就学前の継続した母子の健康の保持・増進のため、妊婦健診や乳幼児健診の受診勧奨を行い、各ケースに応じた相談支援を行います。

また、未就園児や健康診査未受診者への家庭のフォローも行いながら、適切な関係機関につながります。綾町のこども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につける過程において、食は重要な要素であり、給食は食育の観点から教育における重要な役割を担っています。自然生態系農業に取り組む生産者と連携し、綾町オーガニック給食を推進します。

また、安心して生活していくために、十分な医療が受けられる体制の整備を図ります。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① こどもや母親の健康の確保

- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等に対する相談支援を行います
- 乳児健診、1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診などの受診率向上に努め、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認などを行うとともに、育児に関する相談支援も行います。
- 不妊治療への理解促進に向けた啓発を行うとともに、不妊検査に要する費用を助成するなど、妊娠・出産を希望する方を支援します。
- 感染症の発生予防のため、県や医師会と連携して予防接種に関する正しい知識の普及、必要な情報の提供を行い、接種率の向上を図ります。

#### ② 「食育」の推進

- こども達の食への関心を高めるため、地域の食材を積極的に活用するオーガニック給食を推進します。
- 家庭と学校給食の連携により、望ましい食生活の形成を図るとともに、栄養教諭を中心に地元食材を活かした食育の充実に努めます。
- 「弁当の日」の取組を通じた家庭でのコミュニケーション機会の創出を図ります。

#### ③ 小児医療の充実

- 町内には入院施設や小児科・産婦人科などの医療機関がないため、県立宮崎病院（夜間急病センター）との連携を図ります。併せて、近年は医師不足もあるため、町民に対し適正な受診の啓発・普及による医師の負担軽減を図ります。
- 宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会と連携し、広域医療の充実に努めます。

- 乳幼児の訪問や健診・相談などにおいて、宮崎県子ども救急医療電話相談の利用や適正受診を推進します。

#### ④ 妊婦等包括相談支援事業

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産できるよう、「伴走型相談支援」として面談を実施し、妊娠届出をした妊婦に『出産応援ギフト』として5万円、妊娠しているこども1人当たり5万円を『子育て応援ギフト』として支給します。
- 妊娠初期から産後の育児期において、妊婦とその家族等に対し、面談等により継続的な情報発信、希望に応じた相談対応を行い、必要な支援につなぎます。
- 妊産婦健診の受診率向上に努め、妊娠期・出産後の健康管理のため、助産師・保健師による相談・訪問などの充実を図ります。
- 里帰り妊産婦への切れ目ない支援の充実を図るため、住所地や医療機関との情報共有・連携を促進します。

## 基本目標4 次代の親の育成

### (1) 施策の方向性

学校の相談体制の整備・充実や保護者・こどもが抱える悩みに対する相談体制の整備・充実は不可欠であることから、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・適応指導教室・町・警察などと連携した体制の確立を図ります。

自らの安全を十分に確保できない幼少期、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期など、こども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心を確保していくためには、家庭、学校、社会が一体となったハード・ソフトの取組が必要です。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① こどもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備

- 公認心理師の派遣やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置など、教育相談を充実させ、児童・生徒の不登校をはじめ、生徒指導体制を確立していきます。
- 学校安全計画に基づき、きめ細かな指導に努めます。特に自然災害など潜在的危険に対する危機意識を高め、適時・的確な避難訓練を行うとともに、交通安全の徹底を図ります。
- 学校の教育活動を通じて道徳教育を行います。
- てるは図書館と連携した読み聞かせ活動などの充実や図書司書を小中学校に配置し、読書活動の推進を行います。
- 芸術文化に親しませ、ふるさとの伝統文化への関心を高め、文化の創造と伝承への意欲や郷土愛を育てていきます。

## ② 家庭や地域の教育力の向上

- こども憲章に基づき、地域全体でこどもを育てる機運の醸成に努めます。
- 家庭は、人づくりの基本・基礎をなすものであり、家庭教育は教育の出発点であると考え、家庭教育を地域全体で支援し、絆を持ってこどもを育てるという機運の向上を図るとともに、三世代交流活動などの取組を支援します。
- こどもの豊かな人間性を育むため「家庭の日」の運動を推進し、思いやりのある明るい円満な家庭形成を促進します。
- 子ども会が中心となり、子ども会活動の推進・我が家の「家庭の日」の推進・あいさつ・声かけ運動などの推進に努めます。
- 子ども会活動の充実に努め、インリーダー及び指導者の資質向上を図り、自治公民館などを中心に地域の子どもとして地域全体で健全な子どもの育成に努めます。
- 幼保小中の家庭教育学級の充実と相互の連携強化に努め、小・中学校PTA活動の充実を図り、三つの実行運動（あいさつ・手伝い・本読み）を推進します。
- 通学合宿を実施し、公民館や自然の中で集団宿泊生活を体験させることによって、こども達の自主性や自立心を養い、心豊かにたくましく生きるこどもを育てます。

## ③ こどもを取り巻く有害環境対策の推進

- 青少年に有害な図書類などの追放・たまり場の解消など犯罪の発生となる環境を除去し、地域全体・家族・民生児童委員をはじめとする関係機関などと協力し、深刻化する青少年非行の防止に努めます。
- こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行えるよう、情報リテラシー習得支援やこどもや保護者に対する啓発に取り組みます。

## ④ 思春期保健対策の充実

- 生命や人間を尊重し、性に対する正しい認識を育て、LGBT、エイズに関する指導も含め、心身ともに調和の取れた発達を図ります。
- 学校等における専門医による講話等の実施や性に関する相談窓口の案内など、児童生徒が抱える健康課題に対応できる体制づくりを進めます。
- たばこや薬物の危険性について正しい知識を身につけさせるため、関係機関、学校が連携した指導を推進します。

## 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 施策の方向性

こどもや子育て世帯の方が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、こどもや保護者が安心して利用できる公園の整備や、公共施設のバリアフリー化、授乳やおむつ替えスペースの普及など、子育てに優しいまちづくりを推進します。

綾町全域が一つの自然公園であるとの認識のもと、公園・緑地・水辺などにおいて、こどもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場としての整備・保全に努めます。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① 良質な公営住宅の確保

- 居住者が安心・安全に生活が送れるよう、共用部分の手すり設置や段差解消などのバリアフリー化を推進します。
- 若い人たちが綾町に移住しやすいように、町営住宅の機能改善や民間賃貸住宅の家賃補助を行います。

#### ② 安全な道路交通環境の整備

- 通学路合同点検において要対策とされた上畑地区、尾原・宮谷間の歩道整備を継続して要望します。
- 地震などにより倒壊の危険のある道路沿いのブロック塀等の撤去の推進に努めます。
- 公共交通については、路線バスが唯一の交通機関であり日常利用する高校生等の重要な交通手段であるため、必要な運行路線と便数の維持拡大を図ります。

#### ③ 安心して外出できる環境の整備

- 町有施設のバリアフリー化推進や、公共施設を有する民間事業者への啓発を図ります。
- 民間企業との連携により、授乳室・おむつ替えスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の設置を推進します。(現在4箇所 てるは図書館、馬事公苑、早川農園、つば焼きいも)
- 「おもいやり駐車場制度」について普及啓発を図ります。
- 中心市街地において歩行者、自転車等が安全に通行できるよう歩道整備等に努めます。
- 中心市街地を「まちなかウォークアブル区域」に設定し、無電柱化、バリアフリー化、高質化に合わせ休憩施設（ベンチ・ポケットパークなど）の整備を進め、こどもや親子連れ、高齢者に優しい環境整備に努めます。
- 中心市街地緑地化により森林公園の中を散策するような空間を創出し、中心街を訪れる人の滞在時間の延伸を促し、心身の健康を増進するような市街地をめざします。
- 河川公園周辺は、水遊びなどの親水活動や多目的広場、町民憩いの水辺空間として整備拡充、利用促進を図ります。

#### ④ 安心・安全なまちづくりの推進

- 児童生徒の帰宅時間に、防犯パトロール車（青色回転灯）による防犯パトロールを継続します。
- こどもの退避場所確保のため、「子ども 110 番」設置者の拡充に努めます。
- 防犯灯の必要な箇所を的確に把握して整備し、犯罪が抑制される環境を整え、安全で住みよいまちづくりを推進します。

## 基本目標6 職業生活と家庭生活の両立の推進

### (1) 施策の方向性

仕事と子育てを両立していくには、長時間労働の是正や子育て当事者が希望する柔軟な働き方の実現といった職場の働き方改革を進め、従業員が家事・育児に取り組める時間を確保していくことが重要です。このため、職域に対する意識啓発や自主的な取組の推進を図り、従業員が気兼ねなく多様な制度を利用できる働きやすい職場づくりを推進します。

また、男性の子育てへの参画は以前より進んできましたが、国際的に見ても依然として低い水準にあります。男性の家事・育児への積極的な参画を促す取組を官民一体となって推進するとともに、共働き・共育ての第一歩である男性の育児休業取得を促進します。

令和6年6月の「子ども・子育て支援法等の一部改正」に伴い、国が進める「共働き・共育ての推進」において創設される出産後休業支援給付金、育児時短就業給付金、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置について、広く周知します。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- 男女共同の家事・育児・介護推進のための環境を整備するとともに、男性の理解の促進を図ります。
- 男性の育児休業取得を促進するためには、職場のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる職場環境づくりが重要であるため、県が主催する経営者等向けセミナー等の周知を図ります。

#### ② 仕事と子育てをする上での責任の両立

- 仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや病児・病後児保育、学童保育、ファミリー・サポート・センターの充実を図ります。
- 県が主催する家事・育児に関するパパ向けワークショップや県内企業と連携した親子で楽しめる参加イベントの周知を図るなど、企業や町民の子育てへの機運を醸成します。
- 乳幼児健診や乳児相談などへの父親の参加を促します。

### ③ 共働き・共育での推進(こども家庭庁 創設)

#### (ア) 出生後休業支援給付の創設 令和7年4月1日施行

こどもの出生直後の一定期間内(男性はこどもの出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、被保険者の休業期間(最高で28日間まで)について、休業開始前賃金の13%相当額が支給されます。

#### (イ) 育児時短就業給付 令和7年4月1日施行

被保険者が、2歳未満のこどもを養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%が支給されます。

#### (ウ) 国民年金第1号被保険者の育児期間に係わる保険料の免除措置

##### 令和8年10月1日施行

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、そのこどもが1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設。自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者は、育児休業を取得することができる被用者と異なり、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置となります。

## 基本目標7 こども等の安全の確保

### (1) 施策の方向性

車社会の進展に伴い、交通事故の危険性が増大していることから幼児・障がい者・高齢者などの歩行者や自転車利用者に対する安全確保のために、交通事故多発箇所などの重点整備・改善に努めます。

また、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めます。地域安全意識の高揚を図るための啓発活動を推進し、防犯灯の整備など危険箇所の改善に努めます。また、青少年の非行や若者の暴走行為の防止のため、地域社会全体としての取組を推進します。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① こどもの交通安全を確保するための活動の推進

- 暴走族・あおり運転を許さない環境づくり、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底、スマートキッズベルトの推奨など交通事故防止に向けて、防災無線や広報紙、ホームページを使った広報活動を積極的に行います。
- 自転車運転者のヘルメット着用、無灯火運転、ながらスマホや傘さし運転防止の徹底を推進します。
- 警察署・交通安全協会・交通指導員・自治公民館などの関係機関、団体の協力を得て、交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚を図ります。

## ② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 防犯パトロール車（青色回転灯）による防犯パトロールを推進します。
- 防犯灯が必要な箇所を的確に把握して整備し、犯罪が抑制される環境をつくります。
- 生活に不安を及ぼす犯罪・事故・災害の発生を未然に防止するため、広報による啓発活動を行い、地域安全思想の普及・高揚を図ります。
- 防犯協会・安全なまちづくり推進協議会・警察署などの関係機関・自治公民館・町民が相互に連携・協力を努め、情報を共有し町民総ぐるみで地域の安全確保を図ります。
- 性犯罪・性暴力の被害を受けたこども・若者は心身の負担の軽減を図るため、県のワンストップ支援センターである「さぽーとねっと宮崎」に適切につながります。

## 基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### (1) 施策の方向性

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながるもので、決して許されるものではありません。こども達を虐待から守るため、家庭支援や相談体制の整備、受入体制の強化など、県や関係機関との連携を更に強化し、児童虐待の未然防止や早期発見など取組を推進します。

障がいのあるこども達が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送るためには、地域社会への参加を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じてその発達や将来の自立、社会参加への支援が必要であることから、療育支援体制やサービス、学習機会の充実を図ります。

いじめは、虐待と同様にこどもの心に深刻なダメージを与える行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない問題です。

また、増加傾向にある不登校は、本人・家庭・学校など様々な要因が複雑に係わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得ることから、いじめの未然防止と不登校の早期解決が図られるよう、スクールカウンセラー等の充実により相談支援体制を強化します。

本来大人が担う事が想定されている家事や家族のお世話を日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーは、こどもの健やかな成長を妨げかねない比較的新しい課題です。

また、引きこもりは社会的孤立を招き、本人のみならず家族の日常生活にも支障を及ぼすなど深刻な問題です。いずれも顕在化しづらい問題であるため、早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の整備など支援に取り組めます。

## (2) 施策の具体的内容

### ① 児童虐待防止対策の強化

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、福祉、保健・医療、教育等から継続して一体的に相談支援を行い、切れ目なく・漏れなく対応することを目的として「綾町こども家庭センター（仮称）」を設置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで対応できる体制を構築します。
- 県や警察などにより一層の情報共有を図り、児童虐待の未然防止や早期対応につなげるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知広報を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- こどもへの無関心をなくし、安心して生活できる地域づくりを推進します。

### ② 障がい児施策の充実

- 臨床心理士や保健師による相談支援を行います。
- 障がい児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援の利用を促進します。
- 社会的自立を目指した特別支援教育体制の確立に努めるため、個別の教育支援計画、個別の教育指導計画を作成し共有します。
- こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うために、エリア拠点校や特別支援学校と連携して就学支援・相談を充実させます。
- 医療的ケア児や重度心身障がい児について、県の医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中心とした相談支援体制と連携し、短期入所や在宅サービスの活用を図ります。

### ③ 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

- 「いじめの認知から解消までのガイドライン」による指導の徹底を図り、いじめの積極的な認知・解消に努めます。
- 深刻化するネットトラブル等への対応として、「あや子ども SNS 相談窓口」や県の「ひなた子どもネット相談」の周知を行い、町内児童生徒の不安や悩みに寄り添います。
- 県が行う「ネットパトロール」によりネットトラブル等の未然防止に努めます。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど学校の専門スタッフを配置し、不登校のこどもへの相談体制を強化します。
- ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、学校、民生児童委員、地域包括支援センター、県などの関係機関と情報共有や連携体制の強化を図り、支援策を検討します。
- 引きこもりで悩んでいる方やその家族を支援する県の「ひきこもり地域支援センター」の周知を図ります。
- 精神保健福祉センターや、心の悩みへの対応を専門とするNPO・企業等と連携しながらこども達が相談しやすい体制の充実を図ります。

- こども達がいのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶSOSの出し方に関する教育を推進します。
- 教職員が子どものSOSに気づき、受け止め、関係機関につなぐことができる研修を支援します。
- 人権についての正しい知識を身につけ、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、こどもの権利を含む人権教育を行います。

## 基本目標9 こどもの貧困対策を推進する環境づくり

### (1) 施策の方向性

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策を総合的に推進します。

### (2) 施策の具体的内容

#### ① こどもの教育・学習支援の充実

- 小・中学校では支援員を配置し、困り感のある児童生徒に対し寄り添い、学習支援を行います。
- 学校や町内外における部活動やスポーツ少年団活動への積極的な参加を通して、自己の可能性を最大限に発揮する能力を養うため、課外活動や部活動への運営費補助などの支援に努めます。
- 県が行う、中学1年生から高校3年生まで学習支援がオンラインで無料で受けられる「学習支援事業」を対象世帯へ周知します。
- 高校生の通学支援として「綾町高校生等子育て世帯支援給付金（通学費3/4程度）」を支給します。
- 高校生、大学生等にむけた「育英会資金貸付事業」を町内全世帯に周知し、こどもの高等教育への支援を充実します。
- 県の「桜さく成長応援ガイド」等の活用により、経済的な理由で進学の夢を諦めることのないよう、支援制度の周知を図ります。

#### ② 生活支援・就労支援の充実

- 就学支援金支給の案内を全生徒に配布し、相談しやすい体制を図ります。
- 綾町ひとり親児童・生徒就学支度金支給事業を対象世帯に周知し、漏れのないように支給します。
- 生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。
- 県と連携し、一時的に家事援助や保育等が必要となったひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭の子育てや生活を支援します。

- 県と連携し、貧困の状態にあるひとり親家庭がより良い就業によって安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、就業に結びつく可能性の高い資格や技能習得の支援に努めます。

### ③ 関係機関等との連携

- 学校、保育施設、民生委員、日常的にこども・若者の家庭に接する機会のある関係機関の連携強化と情報共有を図り、支援を必要とする方の早期発見と早期解決に努めます。
- 幼保小中の連携強化により、進学時に個別の支援体制について引き継ぎを行います。

### ④ 児童手当・児童扶養手当の拡充

- 児童手当は、令和6年10月から支給対象が高校生まで拡充、所得制限も撤廃され18歳以下全てのこどもが対象となりました。  
また、多子世帯は第3子以降の支給額が、月1.5万円から3万円に増額されました。支払月も年3回から年6回に見直されています。
- 児童扶養手当は、令和6年11月から第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げられています（令和6年度額で6,450円から10,750円に増額）。

# 第8章

## 計画の推進

## 第8章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 推進体制の整備

本計画では、妊娠期から幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込みと、子ども・若者に対する支援に関する事業の施策を定めました。

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。このため、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・保育園・認定こども園などのこども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

#### (2) 子ども・若者の町政参加の促進

計画の推進にあたって、本町では「子ども・子育て会議」をはじめ、アンケート調査等によりこども達やその保護者から幅広く意見を聴取します。

また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に活かします。

また、各事業の実施にあたり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、町政運営へのこども・若者の参加促進を図ります。

#### (3) 計画内容の町民への周知と地域や関係機関等との連携・協働

綾町を「豊かな自然の中で、こども達を健やかに生み育てるまち 綾」としていくためには、私たちみんなが子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での公表に努めます。

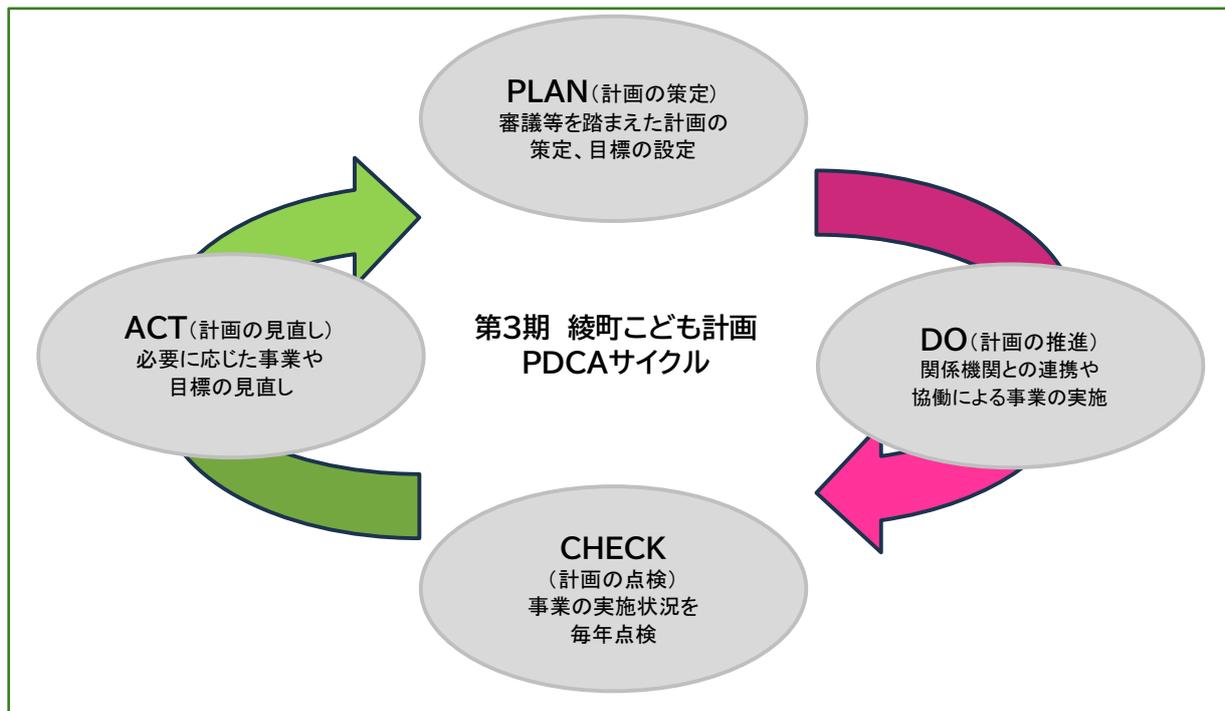
こども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や自治公民館などの関係機関との連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して施策にあたります。地域全体で共有し、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

## 2. 計画の進捗管理

### (1) 計画の点検・評価

本計画、PDCA サイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となる子ども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



### (2) こどもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)における点検・評価に加え、各事業の取組内容について、庁内関係各課においてこどもの権利の視点に基づいて検証を行います。

本町では、この結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。



# 資料編

## 資料編

### 1. 綾町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、綾町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 子ども・子育て支援施策に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 行政関係機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第8条 子育て会議の事務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

# 第3期 綾町こども計画

- ・第3期綾町子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- ・子ども・若者計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

宮崎県 綾町